

第百九十八回国会
衆議院
經濟産業委員會
會議録
第六号

平成三十一年四月十日(水曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 赤羽 一嘉君

理事 穴見 陽一君 理事 梶山 弘志君

理事 小林 鷹之君 理事 國場幸之助君

理事 西村 明宏君 理事 落合 貴之君

理事 齊木 武志君 理事 富田 茂之君

池田 道孝君 石川 昭政君

石崎 徹君 今枝宗一郎君

岩田 和親君 上杉謙太郎君

尾身 朝子君 神山 佐市君

神田 裕君 木村 次郎君

富樫 博之君 野中 厚君

穂坂 泰君 星野 剛士君

細田 健一君 三谷 英弘君

三原 朝彦君 宮澤 博行君

八木 哲也君 築 和生君

山際大志郎君 吉川 起君

和田 義明君 菅 直人君

田嶋 要君 松平 浩一君

宮川 伸君 山崎 誠君

泉 健太君 古川 元久君

太田 昌孝君 笠井 亮君

足立 康史君 長島 昭久君

笠 浩史君

經濟産業大臣 世耕 弘成君

財務副大臣 鈴木 馨祐君

經濟産業大臣政務官 石川 昭政君

政府特別補佐人 更田 豊志君

(原子力規制委員会委員長) 佐々木 浩君

政府参考人 佐々木 浩君

(総務省大臣官房地域力創 造審議官)

政府参考人 吉川 浩民君

(総務省大臣官房審議官) 泉 宏哉君

政府参考人 横尾 洋一君

(公安調査庁総務部長) 田村 政美君

政府参考人 鈴木 量博君

(外務省大臣官房参事官) 丸山 洋司君

政府参考人 田中 茂明君

(文部科学省大臣官房審議 官) 藤木 俊光君

政府参考人 審議官 風木 淳君

(經濟産業省大臣官房商 務・サービス審議官) 新居 泰人君

政府参考人 柴田 裕憲君

(經濟産業省大臣官房審議 官) 西山 圭太君

政府参考人 松山 泰浩君

(資源エネルギー庁省エネ ルギー・新エネルギー部 長) 宗像 直子君

政府参考人 木村 聡君

(特許庁長官) 奈須野 太君

政府参考人 佐野圭以子君

(中小企業庁事業環境部長) 佐野圭以子君

政府参考人 佐野圭以子君

(中小企業庁経営支援部長) 佐野圭以子君

經濟産業委員会専門員 佐野圭以子君

委員の異動

四月十日

青山 周平君

岡下 昌平君

佐々木 紀君

穂坂 泰君

宮澤 博行君

浅野 哲君

笠 浩史君

同日

池田 道孝君

上杉謙太郎君

木村 次郎君

三谷 英弘君

和田 義明君

古川 元久君

長島 昭久君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

池田 道孝君

上杉謙太郎君

和田 義明君

三谷 英弘君

木村 次郎君

古川 元久君

長島 昭久君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同(穀田恵二君紹介)(第八一四号)

同(志位和夫君紹介)(第八一五号)

同(塩川鉄也君紹介)(第八一六号)

同(田村貴昭君紹介)(第八一七号)

は本委員会に付託された。

四月十日

再生可能エネルギー発電事業関係法令における

住民意向の反映及び安全基準等の規定に関する

陳情書(静岡県富士市永田町一の一〇〇 望月

昇)(第九三三号)

太陽光発電施設の立地規制等に係る法整備等を

求めることに関する陳情書(兵庫県姫路市安田

四の一 今里朱美)(第九四四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第

三二二号)

經濟産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

〇赤羽委員長 これより会議を開きます。

經濟産業の基本施策に関する件並びに私的独占

の禁止及び公正取引に関する件について調査を進

めます。

この際、お諮りいたします。

兩件調査のため、本日、政府参考人として総務

省大臣官房地域力創造審議官佐々木浩さん、総務

省大臣官房審議官吉川浩民さん、総務省大臣官房

審議官泉宏哉さん、公安調査庁総務部長横尾洋一

さん、外務省大臣官房参事官田村政美さん、外務

省北米局長鈴木量博さん、文部科学省大臣官房審

議官

議官

議官

議員丸山洋司さん、経済産業省大臣官房総括審議官田中茂明さん、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官藤木俊光さん、経済産業省大臣官房審議官風木淳さん、経済産業省大臣官房審議官新居泰人さん、経済産業省大臣官房審議官柴田裕憲さん、経済産業省商務情報政策局長西山圭太さん、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長松山浩治さん、特許庁長官宗像直子さん、中小企業庁事業環境部長木村聡さん及び中小企業庁経営支援部長奈須野太さんの出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○赤羽委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。田嶋要さん。

○田嶋委員 おはようございます。田嶋要でございます。

きょうは、我が国の産業競争力ということについてテーマをお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、最初のテーマに入らせていただきますが、お手元の資料のページをこちらをいただきますしたいと思います。

ちょうど今から一年前、四月十八日、私、起業家教育ということをテーマで取り上げさせていただきました。そして、与党の先生方からも大分御反応いただいたわけでございますけれども、大臣、同じ大臣でありますので、当時の議論、覚えていらっしゃいますよね。

それで、非常に前向きに検討するという御答弁もいただいたわけでありますが、言うだけじゃだめだということで、私は地元の千葉市でやってみました。昨年の四月に取り上げた後、どんなもんかということで、教育委員会の方にも大変お世話になりました。起業家を私の方で見出して、お願いますというところで、あとはお任せで、余り私は前に出ないようにやっていたわけでございます。

でも、結果的には大変よかったということでございます。アンケートも、小学校の生徒さん、保護者の方、そして先生からも頂戴しましたけれども、押しなべて好反応だったというふうに思っております。

この資料一は、もう皆さん見られたグラフかもしれませんが、上から順番に、子供からだんだん大人に向かっていくという関係のグラフでございます。私も、一番上のグラフをこちらにいたいたしても、私が問題だと感じる、学校で起業家精神を学んだかということに関して、日本だけが格段にそうした方々の割合が低い、一番右側ですね、そう思うというところが格段に低いということでもあります。よってというか、真ん中のグラフ、起業に対するイメージも最もキャリアパスとして

は悪い。みんな就職ということを考えるわけであって、就職の後で起業してもいいわけでありまして、世耕さんも非常に起業家の仲間が多いわけですが、世耕さんもなかなか世界の水準にはなっていないというわけでもあります。一番最後、起業に関する意識ということでも、リスクを恐れている。

私は、創業率が少ないとか、今の日本の状況、いろいろなデータがあるわけですが、結局は根っこから変えないとだめだというのが一年前の私の問題意識でありました。

文科省にお尋ねしたいと思えます。現在、小中学校すなわち義務教育の中で、起業家による出前出張というのを私は申し上げたんですが、全国でどのぐらい行われておりますか。

○丸山政府参考人 お答えを申し上げます。委員御指摘の、起業家教育を推進する上で、子供たちが、ロールモデルとなるような人から直接生き方を学ぶ機会を体験させることは、大変有意義なことであるというふうに考えております。

文部科学省では、児童生徒にチャレンジ精神や実行力などの起業家的な資質、能力を培わせるため、小・中学校等における起業体験推進活動事業を平成二十八年度から地域や学校を指定して実施

をしているところであります。本年度予算におきましても、約一千七百万円を計上しているところでございます。

また、各自自治体における起業家による出前授業については、例えば、これは浜松市の例でございますが、将来地元で起業することを人生の選択肢として考えることを目指し、地域で企業を経営する講師の派遣、また、福岡市におきましては、中学校にITベンチャー企業経営者を招いての講演会、チャレンジマインド醸成事業などを実施している、そういった取組がなされていると承知をしております。

御指摘の起業家による出前授業が全国でどのくらい、どの程度行われているかの実態について網羅的に把握をしておりますけれども、優良事例につきましては、各種会議等を通じて、各都道府県教育委員会等につかりと情報提供してまいりたいというふうに考えております。

○田嶋委員 網羅的に把握した方がいいと思うんですけれども。

間もなく次の学習指導要領というのが出てくるわけでありまして、その中で起業家教育に関しては盛り込まれておるわけでありまして。そういう時代背景も含めて、私が取り組んだ限りにおいては、反動的には、教育委員会の姿勢としては、私は非常に好意的、前向きであったという印象を持っておりますので、今が時期かなというふうに思います。十年前だったら何ですかそれはみたいです。どういったふうなデータを見ても、かなり私は未来が非常に厳しいなという気持ちもありますね。エストニア、デンマーク、ドイツ、大分違うんじゃないでしょうか。

そういうことを考えると、今から頑張っていくということ、そして、一、二校という話ではやはり全く私はだめだと思う。大事なことは、今一千四百万という話がありましたけれども、お金、ほとんどかかりませんから、やる気のある起業家を見つければいいから。それで二人見つかりまし

たから、私も。それでちゃんと中学校と小学校、一校ずつやりました。だから、こは、予算の交渉も要らないし、とにかくやるだけです。

大臣、そういう意味では、千葉市で私は取り組みましたけれども、大臣の前回の御答弁、これは、私が、全国で全ての学校でやってほしい、義務教育レベルで、そのことに関して、息子さんも起業の方に会う機会が多いからということを引きながら、前向きに検討したいという御答弁でありましたけれども、大臣、もう一度、一年たちました、よろしく願います。

○世耕国務大臣 昨年七月に産業競争力強化法の改正版が施行をされました。民間事業者と連携をして、起業家教育などの創業に関する普及啓発に取り組み自治体の支援を開始したところであります。これは、施行後九カ月間で起業家教育関連の事業は全国で三十七件認定をされまして、その認定によってこれらの事業は補助の対象となるわけであります。

それ以外にも、やはり、日々なかなか学校現場と起業家というのは接点を持てないわけでありまして。これを産産省でつなぐということ、今後、ホームページ上に起業家派遣の専用ページを開設をしたいというふうに思っています。今月八日から、出張授業に御協力いただける起業家の募集を開始したところであります。

既にStartupというものが九十二社ほどありますし、地域未来牽引企業というのが三千七百社ほど、各地で輝く中小企業を選定しているわけでありまして、その中で、まさにみずから創業したというものも結構ありますから、こういう人々に声をかけて、登録してもらって、五月中には、協力いただける起業家のリストを取りまとめ、小中学校に情報提供して、起業家を学校に招聘するための環境を整備したいというふうに思っています。

これはなかなか産産省が勝手にできないものですから、各地の教育委員会、あるいは教育委員会と商工会議所、商工会が連携するとか、そういった

たことや、あるいは文科省ともよく協力をしながら、今御提案の出前授業の全国普及に努めてまいりたいと思っております。

○田嶋委員 ありがとうございます。大分具体的に進めていただいているということで、ありがとうございます。

ポイントとしては、まず一部の関心のある子供たちにやらせるような授業もあると思うんですが、私は裾野を広げるということが大事だと思っております。そういう意味では、十年後、二十年後に我が国の創業率が先進国並みに上がり始めることを期待しながら、幅広く、子供たちに最低まず一回は小中学校のレベルでそういう機会を与えていくのが大事だろうと思っております。小学校六年生と中学校二年生に私はやりましたけれども、どこがいいのかも含めて、経産省もリードをしていただくといい理解ですね、ぜひお願いしたい。

大臣がおっしゃった中で私も大事だと思うのは、学校現場の方々と起業家というのは接点がゼロ、限りなくゼロだと思うので、そこをしっかりと経産省にはつないでいただくということが大事になるんじゃないのかなというふうに思います。

ただ、先ほど三十七件というふうにおっしゃいましたが、J-Startupとか地域未来の企業はたくさんあるわけでありまして、もうちょっとこれから加速をしていただいて、中学校で全国で一万弱ですから、そんな難しい数字じゃないと思いますよ。千葉市では六十から八十とかそういう数字だと思いますので、それは、それだけのやる気のある、そして、そういう方々にとっても未来の子供たちのための一時間の投資なんです。それから、そういうのは当然皆さん快く受け入れていただけるというふうには私は確信をいたしましたので、どうかそこはよろしく願います。

ただ、一つは、やはり今御指摘あった教育委員会、これは経産省だけではできないわけでありまして、私の千葉市は非常に好意的でありました、

環境は整っていると思いますが、改めて文科省から、これは両省が協力するという、今まで余りやりなれていないかもしれないけれども、両省が協力して、異なるものをお互いがくつついて取り組むところに産業界とそして教育界の役割があるんだらうと思います。

もう一度、文科省から、その役割、一緒に連携して頑張っていくという決意をいただきたいと思っております。

○丸山政府参考人 答えを申し上げます。

先ほど世耕経済産業大臣からも御答弁ございましたけれども、経済産業省において新たに開設をされます起業家を小中学校等へ講師派遣するための専用サイトに関しまして、文部科学省といたしまして、都道府県教育委員会等に対して、学校現場に周知をいただくよう、各種会議等を通じてしっかりと情報提供を図っていききたいというふうに考えております。また、あわせて、引き続き、経済産業省とはしっかりと連携をしながら、起業家教育の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○田嶋委員 文科省さん、先生からも大変いい反応がありましたので、ぜひヒアリングもしていただくくなりして、全国一律、強制ということにはならないとは思いますが、ただ、必要性、重要性を十分周知していただいて、うちの学校でもやってみたいという学校が急速に広がっていきましますように、ことしから来年にかけてぜひ頑張ってくださいと思います。もう今既に、こういうグラフに示しているように、日本はちょっと異様なくらい、リスクをとらずに、挑戦するという子供たちが少ない状況にあるということがデータで出てくるわけですから、そこはちょっとスピード感を持ってぜひやっていただきたいというふうに思います。

もちろん、ほかの起業家教育みたいな、例えば、やる気のある子供たちに何か体験、経験とか、そういうのはそれでやっていただければ結構だということです。

それから、もう一つは、いろいろな業界団体からうちも出前授業をやりたいというケースが結構あるんですけども、これは、私はちょっと違うと思うんですよ。これは、うちの業界に人が少ないからと自分たちのことを考えているわけだから、そうじゃなくて、私は子供たちに、挑戦する人生が楽しいぞということ、就職が悪いというわけじゃないですよ、だけれども、挑戦する人生も悪くないぞということ、これを教える授業をぜひ全国展開してほしいということでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次のテーマに移りますが、きょうは宗像さんが来ていらっしゃいますけれども、ちょっと飛ばしまして知財のことについて、これから閣法が出てくるわけなので、中身の話は余りしちやいけなないのかもしれないけれども、資料の四をごらんください。

私の部屋にも、今度の法案の中身を聞かせていただきました。それを受けて私がつくつてもらったのがこの資料でございますが、こういう説明だったんです。今回の改正によって、いわゆる知財の保護強化ということですが、特に意匠権の保護強化ということですが、こういう説明でした。ほかの国はもうみんなやっています、とくにみんなやっています、だから改正するんだという話があったわけなんです。

それを聞いて二つの反応があると思うんですが、ああ、そうか、じゃ、日本も頑張らなきゃいけないなという部分もあるわけでございますが、私は逆な感じで、素朴に、なぜ、ほかの国がとくにやっているのととくにやっていたところに、我が国はとくにやれなかったのか、そっちがやはりひっかかるわけでございます。

そこで、宗像長官にお尋ねをさせていただきます。内容が次回からの議論になると思うんですけども、このタイミング、このグラフにあるように、アメリカではもう二十一世紀に入る前からそういうものが導入されていた、EUも二〇〇三年、韓国も同じ二〇〇三年、中国も二〇一

四年、何か、こういう知的財産に関しては日本の方が進んでいるんじゃないかと思いきや、もう二〇一四年に中国も明確化しているという中で、何か私は失敗しているんじゃないのかなというふうに感じる、心配するわけでありまして。

本件について、国益の観点から戦略的に最適なタイミングをはかって今回保護強化策を講じようということであるのか、それとも、随分また出おかれてしまったので今慌ててやっている、そういう感じなのか。その辺をどういうふうに認識されているのかを教えてくださいたいと思います。

○宗像政府参考人 答えを申し上げます。

今回の改正のタイミングは、最適なタイミングで提出できたというふうには考えておりませんで、むしろ一部はもっと早くできればよかったなと考えております。

今回の意匠法改正で保護対象に追加をする画像は二種類ありまして、先生にお配りいただいた資料は、およそ画像の保護を始めた初期ということで、その区別がないのですけれども、一つは、物品に記録されていない、ネットワークを通じて提供されている画像でありまして、もう一つは……(田嶋委員「大きい声でお願いします」と呼ぶ)はい。

画像は二種類ありまして、一つは、物品に記録されていないけれども、ネットワークを通じて提供される画像。もう一つが、物品から離れたところに映される、投影される画像。

日本の意匠の定義が物品と一体でないと保護できないものですから、遠くに記録されている、なしいは遠くに映すものが保護できないという状態だったのを今回解消しようとしているんですけれども、物品に記録されていないものについては、スマホの普及とかアプリの市場拡大を受けて、二〇一一年から一四年ごろに検討をいたしておりました。当時は、権利を侵害しないように調査をする負担が重く困るという産業界の反発が強かった。いまして、その当時は法改正を断念をして、その調査負担を軽くするための検索ツールを開発をし

て提供するということをしております。

その後、もう一個の画像、物品から離れたところに映される方の画像につきまして、判決で今の法律のもとでは保護できないというものが出たものですから、これを受けて、産業界の方でも、物品と一体でないものもやはり保護してもらわなきゃ困るという機運が高まりまして、それで今回の改正に至っているということでございます。

○田嶋委員 今おっしゃった、要は、当時は反対が強かったからできなかったけれども、検索ツールをつくった結果、反対がおさまったから、今回は法改正したいという、そのような話だと思うんですが、その同じような検索ツールは、早々と保護を開始している国々は持っているということでしょうか。

○宗像政府参考人 米欧につきましては、もともと意匠の定義が物品と一体というものではないものですから、もともと、意識的にネットワーク経由の提供画像というものを議論しなくても、保護対象に含まれていたということがございます。韓国等について、政府が提供しているかどうか、ちょっと今確認できておりません。

○田嶋委員 私がきのう、おととい、お伺いした話では、日本だけが持っているような検索ツールを今回開発したということなんですよ。だから、ということば、早々とこういう保護を強化した国々は、そんな検索ツールがなかったってやってるわけですよ。

私の次の質問は、そういうことをやったのが拙速だった可能性があるわけですね、では、それを早々とこうやって保護を強化したことによって、彼らは失敗しているんですか。そこは、どのような経産省は評価しているんですか。

○宗像政府参考人 今、手元にデータはありませんけれども、日本における意匠の出願が減少しております。他国では意匠の出願がふえているという中で日本で出願が減ったということは、そういうものが保護されないので出願できなかったというところで減ってしまったのだと思います。

結果として、それこそ、GAF Aであるとか、中国でもアリババとかテンセントであるとか、そういうネットワークを活用した企業が成長しておりますので、彼らが失敗したということはなかったと思っております。

○田嶋委員 今お話を聞いておりまして、失敗したということとはなかったんじゃないかと。つまり、こういうタイミングで我が国が同じようなことをやらなかったことは、日本の競争力という観点からすると若干まずったんじゃないのかな、私はそう感じるんですね、やはり今の話を聞いていて。

内容に関しては次回からなんですけど、私が今回これを取り上げて経産大臣にお尋ねしたのは、少し前にキャッシュレスの話をしていました。キャッシュレス、韓国が世界一、九〇％。日本とドイツが並んで最下位でした。何でこんな事態になつていくんですかという話をしました。その少し前にはドローンの話をしました。気がついたら中国の一家が七割のシェアを持っている。日本は存在感が全くない。まあ、埼玉かどこかに一社あるという話は聞きますけれども。

何でこういうことが次から次へと起きるのかなというの、私は日本の今のまじい状況だと思ってるんですね。大臣もそれは痛感されていると思えますが。

時間が過ぎてしまいました。お尋ねします。私は、この知財も含めて、どういふことを今やっているのか。特にウオッチしなきゃいけない国は百もないわけですね。アメリカとEUとお隣の韓国と、それから中国ですよ、力をつけてきている。そういう国々がどういふ動きをしているのか。特に、産業政策面での立法とかがあったときには、すぐさまそれを評価して、我が国はおくれをとったのかどうかを評価して、そのタイミングから、やはり法律の作成ということも含めてスピード感を持って取り組まなければ、結局、こういうことの、ちっちゃなことの積み重ねかもしれないけれども、まあ、ちっちゃいとは言いません。

んけれども、負けていくんじゃないんですかね。経産大臣、どのようにお考えですか。そして、そういう仕組みは今あるんですか。なければ、これからつくっていく必要性をどうお考えですか。

○世耕国務大臣 仕組みはあるわけでありまして、非常に重要な国に、合計で二百名を超える職員を派遣、常駐をさせていまして、日常から、現地の政府あるいは相手の国の企業の情報といったものを動向調査という形でとっているわけでありまして、ただ、それがアクションにつながってきているかどうかというところは、まさに田嶋委員と私も同じ懸念を共有をいたします。

今、例えばちよつとこれはおくらしてしまつたなというものについては、逆によりよいものを目指して頑張っていく。

例えばキャッシュレスの場合、韓国は、小売店に端末設置を強制をして、かつ税額控除というのをとつたので、かなりの国費を、一兆円以上の国費を使っているんですね。我々は、そうではなくて、ポイント還元、それを補助するというやり方によって、九月月間、四千億円というかなり限定された予算でキャッシュレスの普及を進めていこうということをやらせていただいております。

その他の分野についても、おくらしてしまつたものはよりよいものにバージョンアップした取組をやっていく、そしてさらに、これからは水素とかあるいはCCSといった、こういった分野の規制については逆に世界の先頭を走っていった、世界の標準を引っ張っていく、こういう取組をしつかりやっていきたいというふうに思っています。

○田嶋委員 おくれた上にバージョンダウンしていったらみつもならないからね。当然、バージョンアップしてもらいたいと思いますよ。しかし、今大臣も同じ懸念をお持ちだとおっしゃるけれども、何でそんな何百人も世界じゅうに張りついているのにこういう事態が次から次へと起きるのかというのは、私は不思議です、よ、はつきり言って。何でだと思いませんか。いや、ちよつと、中国まで導入したよ、まあ、中国も入

ると言っちゃいけないけれども、韓国も中国も導入しているよ、何で日本だけやらないんだ、これはやらない方が賢明なのかという話。

アンケート結果を見て、日本の各種団体が反対しているからということだけで日本はやめた方がいいじゃないかと思うんですよ。国際競争をしているんだから、さっきのGAF Aの話も含めて、日本だけやらなくていいのかというのが、もうまさに二〇一〇年前後で大議論になつていきや僕はいけないと思いますよ。

だから、懸念しているとおっしゃるんだつたら、それは何を強化したらいいんですか。教えてください。

○世耕国務大臣 二〇一〇年ごろはそちらの政権だったわけでもありませんけれども、そういう意味では、やはり気づいたことをしっかりと改善をしていくということが極めて重要だと思えます。今回の特許法の改正だって、宗像長官が就任をして、中国の現在の知財の状況とかももしっかり見てきて、その上で法律化をしてきていますから、気づいたことはどんどん改めていくという精神が重要だと思っております。

物によつていろいろなファクターがあると思うんです。キャッシュレスの場合は、手数料が高かつたとか、日本のクレジットカード業界の業界構造の問題とか、あるいはお札が精巧で偽造されにくいか、まあ日本人の文化の問題もあつたと思いますが、改めるべきはどんどん改めていくし、これから始まるであろうものもできる限り先行していくということをやめてまいりたいと思えます。

○田嶋委員 宗像長官もよく頑張られたんだろうと思うんですが、私は、どの政権であれ、大事なことは、特に、競争力に左右するようないかに関する制度変更がこうした主国で起きたときは、何かいつも必ずやるというフローがあつた方がいいと思えますよ、それは。感度のいい派遣員がいたときは何とかなつたけれども、感度の悪い人が大使館でワインばかり飲

んでいたら何かミスっちゃったとか、そんなことじゃ困っちゃうわけだから、確実に、こういう立法が行われた、こういう政策変更が起きたというときに、それがフラグが立つことによって、全員でまずどうするかという対策を考えるような、その当たり前のルーチンがしっかりと築かれていくということを経待を申し上げまして、以上とさせていただきます。

ありがとうございます。

○赤羽委員長 次に、古川元久さん。

○古川(元)委員 おはようございます。国民民主党の古川元久です。

世耕大臣、ごとき、まさに来月から新しい令和の時代が始まるんですが、ちょうど三十年前、まさに平成の時代が始まったんですね。平成元年の四月の今ごろ、日本社会はどんなふうだったかという御記憶はありますか。

実は、ちょうど平成元年の四月一日から消費税が導入になって、これは大変だったんですよ。事業者の方も新しい税の導入に対応していく。また、これは消費者も大変だったんです。なぜかといったら、三%という税率だったから、一円玉がすぐいたくさん出まして、一円玉騒動が起きるみたいな形で、それが大変、消費税の導入、その一円玉騒動、そういったものがその後の政治にも影響を与えたんじゃないかと思うんです。

私は、これはたまたま時代がそういうことなのかと思いますが、この令和元年の十月から始まるうとしている軽減税率と、しかも、きょう聞こうと思っているポイント還元は、三十年前の消費税導入のときと同じか、それ以上の混乱を事業者とそして消費者に及ぼすと思うんです。

それは、現場の、特に、まだ消費者の皆さん方はそれほど意識していないですけども、この軽減税率とポイント還元に対応しようとしている事業者の皆さん方は、大変なそういう心配をしています。この辺のところを特に中心に、きょうは伺いたいと思っています。

このポイント還元、鳴り物入りでやろうとして

いるわけでありまして、もう十月からだというのに、異常に準備ができていますよね。いろいろなことが、政府から言われていることがだんだんだんだん後送りになっている。

先日、私も随時ちよつと経産省の担当から、まあ、かわいそうだと思います、担当者、働き方改革が始まっているのに、ほとんどずっとこのために徹夜をやらされて、もうちよつと意味のある政策でそれだけ徹夜するんだつたらまだあれですけども、本当、私、聞くと、かわいそうですよ。こんな愚策のために徹夜させられるというのはかわいそうだと思いますが、それでもいろいろなことがおこなれているんですよ。

今後の進め方についても、先日報告をいただきましたが、これは、四月のできるだけ早いタイミングから中小・小規模事業者の登録を開始する、その際、各決済事業者が中小・小規模事業者に提供する手数料率や端末などのプランの一覧を公開するとともに、対象となる中小・小規模事業者が迅速に準備を開始できるようにするというふうになつていくんですけれども、いつ各決済事業者の手数料率や端末などのプランの一覧が公開されるのか、また、対象となる中小・小規模事業者の要件はいつ公表されるのか。

四月のできるだけ早いタイミングといったら、もうきょうは十日ですよ。もう発表されていてもおかしくないと思うんですけれども、このできるだけ早いタイミングというのは一体いつなんですか、具体的に。

○世耕国務大臣 まず申し上げますけれども、今回のキャッシュレスポイント還元事業を担当している藤本審議官のチームは、日本が普及率二〇%とおくれているキャッシュレスを各国に追いつけ追い越せということで、高邁な理想で元気に頑張っているということをまず申し上げて、疲弊は決してしていないというふうに思っています。今回の事業の対象となる中小・小規模事業者の要件、範囲については、今おっしゃっていただいた

たように、今月のできるだけ早いタイミングで公表していきたいと思っておりますし、現在審査を行っている決済事業者についても、同様のタイミングで、提供するプランも含めてリストにした上で公表したいと思っております。間もなく発表させていただきます。

○古川(元)委員 この間もなくというのは、じゃ、この半ばぐらいまで、来週ぐらいには、今週中かあるいは来週ぐらいには発表されるということですか。四月の早いタイミングといったら、もう早いタイミングですよ、今、四月のよもや下旬とかそんなことはないでしょうね。十五日以降とかそんなことはないでしょうね。どうなんですか。

○世耕国務大臣 早いタイミングというのは、少なくとも前半ではあるべきだと思っております。いずれにしても、間もなく公表したい、そのための今最終的な調整を行っているところであります。

○古川(元)委員 とにかく、早く、これは公表した後もいろいろなことが起きると思うんです。ですから、やはり早くそこはちゃんと公表していただきたいと思っております。

次に、その公表されるときには、要するに、補助対象になる事業者だけじゃなくて、補助対象外となる事業者の取引という、この詳細が公表されるというふうになっているんですけれども、この補助対象外となる事業者、取引の詳細が公表されるということは、そこに書いていないものについては全部補助対象になる、そういう認識でよろしいということですね。

○藤本政府参考人 お答え申し上げます。今大臣から御答弁申し上げましたように、補助対象の範囲、それから補助対象外となるものについて、できるだけ早いタイミング、間もなく発表、公表するという予定にしております。そうした対象外となるものというものについては、今回の事業の対象外の対象となるというふうにご

ただ、新しい業種、業態ということで、判断、どっちに入るんだというようなものは、境界線上のものは必ず出てまいりますので、それはその都度判断していくということになりますけれども、いずれにしても、補助対象外としたものの以外については、原則全て補助対象となるという考え方でございます。

○古川(元)委員 つまり、じゃ、後から変わってくるということですね。だからこそ、早く出せと言っているんですよ。

結局、出して、それでびしょとまとまるわけじゃなくて、どうも聞いていると、出していろいろ問題があればどんどんQアンドAみたいに変わっていきます、そんなふうだから、であれば余計現場は、早くちゃんと出してもらわないと対応ができない、あるいはどうしたらいいかわからないわけですから、そういった意味でも、早く出してもらいたいというふうに思っています。

次に、消費者還元の方法についてお伺いしたいと思います。

この消費者還元の方法については基本的にポイント還元だということになっているんですが、ただ、やむを得ない場合には、その理由を申告し、事務局の承認を得られた場合に限って別の方法で消費者還元を認めることとしていますよね。

ただ、これまではポイント還元をやつていなかったけれども、では、この機会に新たに始めようという場合に、これも後からも質問しますけれども、このポイント還元だと、使われない部分、それはみなしで、お金がもらえないというふうですから、その場で事実上の値引きになるような、そういう形であれば確実に補助金をもらえるので、新たにやるときに、ポイント還元ではなくて、事実上その場での値引きみたいな、そういうものを選ぶというところがあると思うんです。

そういうことは、新しくやるという場合には、場合によっては理由を申告すればそういう例外の方法を採用するというところまでできるということ

すか、これは。

○世耕国務大臣 今回の事業では、御指摘のように、消費者還元の方法として、決済額に応じたポイントを支与するいわゆるポイント還元を原則としているわけであります。

ただ、一方で、やむを得ず原則に沿った対応ができないと認められる場合に限って、店頭での購買時に即時利用可能なポイントを発行して当該購買に充当するなどといった例外的な方法についても認めることとしております。

これまで消費者還元の仕組みを持っていない事業者も含めて、こうした観点から判断をさせていただくこととなります。

○古川(元)委員 端的に答えてもらいたいんです。要するに、新しくやる人でもそういうやり方でもできるということなんですね。わかりました。これは、そうすると、やはりそっちの方に走ろうという人の方が多いと思いますよ、後からも聞きますけれども。

では、例外の方法の場合に、今の発表されているところをいうと、キャッシュバックとか現金還元という表示は行わないようにと。大臣も御存じのように、このところ、いわゆるQRコードなんかでの決済の大々的なキャッシュバックキャンペーンとやっていたのは、どうも、今回の経産省は、あれはどう見たってやはりポイント還元なんですけれども、それをキャッシュバックと言っちゃいかぬ、今回はキャッシュバックとか現金還元とは言わないんだというふうに、言っちゃいかぬのだというふうに言っているわけであります。特に、今回の例外の方法の場合なんというのはその場で引くということですから、極めてこれはキャッシュバックに近いと思うんですけれども、それでもなく、それを言っちゃいけないと。

では、このキャッシュバックとか現金還元でもない、しかも、例外の方法の場合はポイント還元でもないわけでありますから、ポイント還元ではないけれども事実上値引きするとかいうところは、こういう場合にはどういう表示をしたらいい

んですか。

○藤本政府参考人 お答え申し上げます。

今、古川先生御指摘のように、今回の消費者還元の事業に關しましては、ポイントによる還元というのを原則とし、ただ、これによることができない場合、例外としてほかの方法を認めるという形になっているわけでございます。したがって、これらはポイントによる消費者還元の類型であるということで認めているわけでございますので、これについては、いわゆる現金で値引きをする現金還元、キャッシュバックということとは異なるということで整理をさせていただいていこうでございます。

個々の、こういったような表現をなさるかということについては、それぞれどういった方法をとられるかということによるわけでございますので、個々に判断してまいりたいというふうに考えております。

○古川(元)委員 今、個々に判断してまいりたいと言ったけれども、5%ポイント還元のは経産省がポスターをつくって配るんですよ、それを張らせるんですよ。

では、こういう例外のところはどういうポスターをつくるんですか。

○藤本政府参考人 ポスターの文案等、今検討中でございますが、5%還元といったような表現で検討しているところでございます。

○古川(元)委員 では、そこは、ポイント還元というか、同じポスターをこも張るということ、例外のところもポスターは変わらないということですか。

○藤本政府参考人 デザイン等、なるべく統一的なものの方がわかりやすいと考えておりますので、できるだけ共通で使えるものというところで、今、統一的なものにしたいというふうに考えております。

○古川(元)委員 今、経産省から示されたものには、5%ポイント還元と書いてありますよね。では、これはデザインが変わるということですか。

か。

○藤本政府参考人 繰り返しになりますが、今検討中の案でございますので、今後検討を加えてまいりたいと思っております。

ただ、ポイント還元と書いても紛れがないのであればそういった表現もあり得るというふうに思っておりますし、ポイントと書くとかえって混乱が生ずるということであれば、単に還元とするということも一案だというふうに思っております。

○古川(元)委員 大臣、これはちよつと大臣の意見を伺いたいと思うんですけれども。

今回、キャッシュバックと言っちゃだめだというふうに言っているんですけれども、これまで民間事業者が自分たちでやってきたのは、今回と同じように、キャッシュバックと言っているわけですよ。

では、今後、補助金じゃなくてこういうことをやるときに、民間事業者がキャッシュバックという表示を使うのは、ここを見ると、何でいけないのかというのは、消費者に誤解を与えるような表示だからだめだと言ったわけですよ。補助金を出しているからだめじゃなくて、消費者に誤解を与えるからだめだと言っているんだしたら、これは民間事業者が、今後、実質はポイント還元なんだけれども、消費者に対して、キャッシュバックだと言いつつ言っているような表示は使っちゃだめだ、そういう認識だというふうに理解していいんですか、どうなんですか。

○世耕国務大臣 いや、そういう認識ではありません。民間事業者が独自にやられる場合は、その表現、表示については制限を課するつもりは全くありません。

○古川(元)委員 でも、消費者に誤解を与えるという意味では同じじゃないですか。同じことをやっていて、こっちはポイント還元、こっちはキャッシュバック。消費者に誤解を与えるという意味では同じじゃないですか。

○世耕国務大臣 それは、国の補助事業であるかどうか。

どうかが決定的な違いだと思っております。

○古川(元)委員 では、補助事業でなければ、消費者に誤解を与えるように表示してもいいということですか。

この問題だけじゃなくて、これは経産大臣じゃなくて消費者庁なのかもしませんが、消費者に誤解を与えても、そのやっているものが国の事業であつたらだめだ、民間がやることであれば消費者に誤解を与えるような表示であつてもいいという、そういうことですよ。

○世耕国務大臣 今回の事業は、あくまでも、我々が補助をして行うポイント還元事業と決済事業者が独自に行う消費者還元とは明確に切り分けていきたいと思っておりますし、そういう意味で、その二つの施策、我々のやっている施策と決済事業者が独自にやっているもの、それが混同され誤解されるようなことがないような表示をするよう、決済事業者に求めていきたいということでもあります。

○古川(元)委員 つまり、税金でやっているのか、補助金なのか、自腹でやっているのか、それがちゃんとわかるようにしろという、大臣、そういうことですか。

○世耕国務大臣 そういうことであります。

○古川(元)委員 では、それであれば伺います。が、フランチャイズについては2%、ポイント還元をやりますよね。これは事実上フランチャイズのところだけで、事業者からしたら、直営店とか、あるいは補助対象にならないようなところがやっているフランチャイズについてはポイント還元がない。

しかし、同じお店で、この店は2%、こっちはそうじゃないというのは、やはりこれは事業者からすると、何だというふうに消費者がなるから、それは同じ形のポイント還元をやる可能性が私は高いんだと思うんですね。

そのときに、では、店によって、とにかく補助金で出しているところはポイント還元と言いい、ではこちらはキャッシュバックだとか言つて、店に

よつて、そういう、むしろ、ここはちゃんと明確に違いますよ。同じコンビニとか何かでも、フランチャイズか、補助金の対象の店舗かそうじゃないところかちゃんとわかるように、そういう違いがわかるように表示をしろ、そういうことですね、大臣。

○世耕国務大臣 まず一つは、フランチャイズ2%で統一をさせていただいていますが、当然、その中には、大半が中小、小規模の事業者というところになって、そして幾ばくかが本店直営というところになるわけでありまして。

これは、フランチャイズに関しては、来るお客さんから見たら、それは本店直営か中小企業がやっているのか関係ないわけでありまして。ですから、ある程度統一なポスターにはしたいというふうな思っています、当然、本店直営のところは、ここは本店が直営でやっているということが何らかの形で認識できるようにしたいというふうな思っています、具体的な方法についてはこれから検討を進めてまいりたいと思っております。

○古川(元)委員 では、もう一回確認ですけれども、とにかく、大臣が言う消費者に誤解を与えないようにというのは、つまり、表示として何かお金が返ってくるというそういう誤解じゃなくて、これがちゃんと国の事業としてお金が出てくるのか、事業者が自分たちでやっているのかという、そこところでの消費者に誤解を与えないようにという、そういうことでの誤解を与えないようにということではないんです。

○世耕国務大臣 丁寧に申し上げると、国の事業でキャッシュバックを行っているという誤解を与えないようにということでありまして。

○古川(元)委員 ますますこれは事業者が大変困るんじゃないかと思えますけれども、次の質問に行きたいと思えます。

消費者還元補助額の算出について伺いたいと思えます。

この補助額の算出については、過去のデータが国が設定した失効率で算出するというふうにして

いますけれども、それを越えて利用された場合には、その費用は決済事業者が負担するという認識でよろしいですね。確認です。いいか悪いかわけ答えてください。

○藤本政府参考人 ただいま御指摘のように、決済事業者の補助に当たりましては、失効率を出していただきまして、その失効率分を引いた形で補助金を出すという形になります。

したがって、仮に過去の失効率と違う結果が生じたという場合、その場合で仮に決済事業者の方に負担がより発生するということはあり得るというふうな考えております。

○古川(元)委員 わかりました。これは大臣の感想を聞きたいと思えますけれども、とにかく、これから膨大な予算をかけてこんなことをやるべきかなと私は思っていますけれども、大変な制度の周知、広報の徹底をやっていくわけですよ。どんなイベントをやるとかかわりませんけれども、イベントだ、周知ポスター、動画などといった、それだけ周知徹底すれば、多分、今までは、ポイントがついていることも余り認識もしていないとか、あるいは、それを使うこともそう考えていなかったかもしれないけれども、それだけ周知徹底されたら、これはかなり利用率は高まるというふうな普通考えるんだと思えます。

大臣、どうですか。利用率、ポイントの利用率ですよ。そもそもキャッシュレスを使うかわりないか。ポイントの利用率は、これだけ周知徹底すれば、やろうというんだつたら高まってくるというふうな考えるのが普通だと思えますけれども、その辺の認識はどうですか、大臣。

○世耕国務大臣 その辺は、はっきり言ってわからないと思えます。

私は、ポイントは絶対失効しないように自分で厳しく管理して、期限前までに全部使い切るように今でもしておりますけれども。

そういう意味では、数字をはじく上ではやはり過去の実績を参考に、それしか実際のデータはないわけでありまして、過去のデータで、決

済事業者がまかり間違つてもこれで何か利得を得るというようなことがないように努めてまいりたいと思っております。

○古川(元)委員 利得は得ないかもしれないですが、物すごく利用がふえたら、政府の事業で逆に事業者は相当な負担をこうむるということになるわけですよ。もうそれは仕方がないというふうな認識ですか。

○世耕国務大臣 まず、今回の事業のもとで付与されたポイントの失効率がどうなるかというのは、これは最終的には、ポイントの有効期間、例えば二年後とか、それぐらい時間が経過するまでなかなか把握が難しいわけでありまして、ここはある意味割り切つて、決済事業者が不当に利益を得ないという考えのもと、一定の仮定で補助額を算定する、それしかないんだというふうな思っています。

決済事業者は、もしかすると負担は出るかもわかりませんけれども、一方でメリットだってあるわけですよ。今、決済事業者の間では、やはり顧客の囲い込みの競争というのが行われているわけでありまして。今回のポイント還元事業、国がお金を補助するポイント還元事業の中で、加入者がふえることによっていろいろなビジネスチャンスをつかんでいけるというメリットもあるんだらうと思っております。

○古川(元)委員 では、そのメリットで相殺しろということですね。

では、そうしたら、想定率が、例えば、この利用率が四〇パーとかなってしまいますよね、設定したのが、それが例えば八〇パーとか何かになつても、後から、いや、余りにも乖離しているから、それだけ負担させるのは問題だということで議論が出てきても、そこは見直しはしない、あくまで、今大臣が言われたような、そういう囲い込みのチャンスを与えてやっているんだから、そこで自分たちでその負担は受けとめる、そういうことですか。そういう認識でよろしいんですか。

○世耕国務大臣 あくまでも我々は、決済事業者

が不当に利益を得ないという前提のもと、一定の仮定に基づいて補助額を算定するわけでありまして、これを上回るポイント利用が万一あった場合、決済事業者の負担ということになりますし、それに伴つて補助額の算出方法を見直すというふうなことは考えておりません。

○古川(元)委員 そういふふうには大臣から説明されると、やはり事業者として、かなり、本当に、参加するかしらないかというのを考える事業者はいると思えます。相対的に、私は、やはりこれは普通考えれば、利用率は高まると思ふんですよ。

多分、役所が予想、想定しているように、大臣、自分はきつちりやりますと言つても、世の中の中は庶民は、本当、特に家庭の主婦なんかでいったら、一円、二円の差で動くぐらいなんです。うちのおかさんもそうでしたよ。スーパーのを見て、一円の差でこつちのスーパー、あつちのスーパーという、やはり庶民はそういう暮らしをしているんですよ。そういう中でいって、これだけこのポイントが周知されて、こういうふうですよといったら、やはりそれはみんな使いますよ。利用率はやはり物すごく上がってくると思ふんですよ。

そういう意味では、国がやれと言つたので、それで上がった分については事業者が負担しろというの、これは余りにもちよつといかがなものかというふうな思っています。

次の質問に行きたいと思いますが、次に、消費者還元上限について伺います。

結局、今回、高額のものにもポイントがついて、高所得者がやはり恩恵を受けるんじゃないかと。軽減税率と同じですよ。何か低所得者対策とかいう話が決まつたものが、消費税の引上げで、消費税率の引上げで一番問題になるのは逆進性で、逆進性対策というのは、低所得の人に負担を少しでも減らしてもらふ、むしろ高所得の人にはちゃんと負担してもらふというふうな話だったのが、軽減税率も結局はその恩恵を、多くは高所得者に行く。

このポイント還元も、上限までは認められますということだと、これも高所得者に行くことになって、しかも、今回の、一時期は何か上限を政府で設けるような雰囲気でしたけれども、ここは事業者ごとの、それぞれのところで大体カードはみんな上限があるから、その上限をやつてくださうということになったようであります。

しかし、そうなりますと、クレジットカードなんかのやはり上限額は、これは高所得の人の方が上限額は高いんですね。それはゴールドカードとかプラチナカードとか、中にはブラックカードですか、とにかく上限がない、そんなものは見たことありませんけれども。しかし、とにかくやはり、それは高所得の人の方が上限は高い。それも事業者任せということになれば、結局、高所得の方がこのポイント還元の国の事業で恩恵を受けることになるということは、これはもう明らかなことだと思ふんです。

その上限設定をそれぞれの事業者に任せるということは、そうなんてもそれは仕方ない、そういうものだという認識だということですね、大臣。○世耕国務大臣 今回の事業の目的をよく御理解いただいたんですけども、これはあくまでも、中小、小規模の小売を中心とする事業者、この事業者の支援をするということなんです。そして、それとあわせて消費喚起による需要平準化ということでもあります。

中小・小規模事業者であっても、やはり、宝飾品を扱っていたり、骨とう品、絵画を扱っていたりということとは、これは町場の小さなお店でもあるわけでありまして。やはり、こういう方々が消費税の値上げの影響を受けないように、そして過去、消費税値上げによって高額商品が買い控えが行われて、そしてその結果、中小・小規模事業者が売上げが減ったというふうなこともあるわけでありまして、今回、そうした過去の事例も踏まえながら、高額商品についても、あくまでも中小・小規模事業者の店舗で購買する場合には、今回の制度の対象にするということにし

ているわけでありまして。

当然、デパートの外商で買物をするとかそういうのは大企業の扱いでありますから、これは対象にしないということにしているわけでありまして。その点をぜひ御理解をいただきたいというふうに思ひます。

○古川(元)委員 もう答弁は結構ですけれども、だから、高所得者が有利になつても、そこは中小企業者の支援なんだから仕方がないということですよ。

そこで、じゃ、ちよつと次の話に行くんですけども、この辺が私は非常に問題だと思ふんですが、このポイント制度が来年六月に終了する、その終了時と終了後の課題についてお伺いしたいと思います。

これは、一番最初はもとも、消費税引上げのときに駆け込み需要とその反動減が起きる、だから、需要の平準化対策、その一項目、これも大きな今回のポイント還元の目的だったはずですよ。しかし、結局は、来年六月にやめるときに、単にその時期をこしの十月から来年の六月にずらすだけじゃないですか。だって、終了時には実質的に、事実上五%の値上げになるわけでしょう。

そうすると、今大臣が言われた中小企業、結局、こしの十月は、そういう意味でいうと、消費税の引上げの影響はポイント還元とかでないかもしれないけれども、しかし、来年の六月、これをやめましますよといったら、七月から五%実質上がりますよといったら、その前に駆け込みで、特に高額商品なんかを買つて、その後おんと反動減が起きる。中小企業がこしの十月に味わつたかもしれないような、そういう駆け込み需要と反動減、それが来年の六月、七月のところにずれるだけじゃないですか。

どうやって、そういう駆け込み需要とかその反動減を起こさずに、来年六月にこのポイント還元事業を終了するつもりですか、大臣。

○世耕国務大臣 こういった政策には、どうして

もどこかで期限は切らざるを得ないわけでありまして。その期限のときにいろいろなことが起こり得るということとは、これは当然、どんな施策であっても想定されるわけでありまして。

そういう中で、今回、九月月とさせてもらつたのは、ちよつとそこで東京オリンピック・パラリンピックの時期を迎えるということで、そこでインバウンド需要が非常に高まるということで、最もこの激変が緩和できるのではないかと考えてえに立つたわけでありまして。

しかも、今回、キャッシュレスの事業、ポイント還元事業というのは、レガシーもすっかり残ります。というのは、中小、小規模の小売店舗がキャッシュレス対応できるようにするわけでありまして。今も、インバウンドのお客さんに帰り際にアンケートをとりますと、やはり不満の中の結構トップ項目に出てくるのが、日本ではキャッシュレスが使える場所が少なく、使える場所があればもっと使つたかと聞くと、七割の人がもっと買物をしたと答えるわけでありまして。

そういう意味で、東京オリンピック・パラリンピックで大きく伸びるインバウンドのまさに購買需要を集めることのできる受皿を、今回、九月月の事業で我々はつくり、そのまま引き継いでいくこともできるというふうに考えています。

そういう意味で、この九月月、オリンピック・パラリンピックの時期を終了期にする九月月というのが一番ベターな期限の設定の仕方ではないかと考えています。

○古川(元)委員 インバウンドの需要で、駆け込み需要とその反動減というものは相殺される、そういうふうな計算ですね。これは、ちよつと経産省も、経産省というが政府の中で、じゃ、そんなことを言うんだつたら、具体的に、試算でもいいですから、どういう経路で、そのインバウンド需要でそういう人たちが買物をするから、駆け込み需要とか反動減のそういうことが起きないというのをちゃんと示してくださいます。非常に極めて感覚的な話ですよ。

だから、何もやらないけれども、そのインバウンドが入つてくれば、それで、そういう駆け込み需要とか反動減、そういうものは起きない、スムーズに出口に行けるというふうに考えているということですか、大臣。

○世耕国務大臣 申し上げているように、スムーズに行けるとは考えていませんよ。どこかで期限は切らなきゃいけないし、その期限のときにはいろいろなことが起こり得る。だけれども、それが一番緩和されるのが、やはりインバウンドが急増するオリンピック・パラリンピックの時期だろうということでもあります。

今、済みません、数字は持ち合わせていませんが、これは感覚だけの話ではなくて、やはり、インバウンドが増加してきたことによって国内で消費は物すごくふえている、数兆円単位でふえているわけでありまして。しかも、我々は、それを更に、インバウンドの観光客を四千万人の高みまで引つ張つていこうという目標も持っているわけでありまして、私はやはり、インバウンドによる消費の増というのには無視できないし、キャッシュレス化を進めることによってその増加に更に拍車をかけることはできるだろうと思つています。

○古川(元)委員 大臣、それは東京からしか物事を見ていない議論ですよ。来年の七月に、東京オリンピック・パラリンピックでふえてくるインバウンド、地方の隅々まで行きますか。今、日本の問題は、地方経済がどんどん疲弊していつている状況ですよ。

今の大臣の議論は、だつたらちゃんと試算をしてくださいよ。私はぜひ、これは経産省がちゃんとする責任があると思ひますよ。地域も含めて、一体どこでどれぐらい、そのインバウンドによって、来年六月にこれをやめることによって起きるであろう駆け込み需要と反動減の影響が相殺をされて緩和されるのか。これは地域ごとにきちんと出してもらいたい、まず試算でいいから出してもらいたいと思ひますよ。

そんなのは、これは地方の田舎の方に行つた

ら、私、この前ちよつと北海道の網走に行つてきましたけれども、東京のオリンピックに来るような人たちが、じゃ、網走まで行くか。網走でも、六月にこれは終わるんでしよう、五%ポイント還元が。ずっと田舎の方とかなんかも、そういうインバウンドの、東京オリンピック・パラリンピックの影響を受けないようなところも来年六月で終了して、事実上五%値上げ。

そういう状況になったら、これは物すごく、今回の十月は消費税二%です。今度、五%ですからね。ここの十月に、そのままであつたら起きたであろう駆け込み需要、その反動減以上の大きな、消費税だつて、過去にそんな、五%も上げたようなことはないんですから。最初は三%、次は五%。二%上がった、次は三%。今度、実質上五%上がる。しかも、これが、とにかく日本隅々、一気になるんですから。東京だけの議論なら、それは合うかもしれないけれども、地方まで行つたら、その影響たるや、これは本当にはかり知れないと思うんです。

大丈夫だというんだつたら、ちゃんと、こういう数字があるからという試算でもいいから出してください。

○世耕国務大臣 試算は無理だと思ひますね。消費行動に関する事です。ただ、インバウンドが押し上げることは私は間違いないと思ひますよ。それを地域別に幾らか出せと言われても、それは出すのはつきり言つて無理だろうと思ひます。

ただ、インバウンドが何か東京だけの影響というの、これは逆に古い感覚だと思ひますね。今、だんだんゴールデンルート以外の地方への観光客、リピーターがどんどんふえてきてるわけでありま。

私たちは、何も東京オリンピック・パラリンピックの期間だけを言っているわけではありませ。この期間を契機として、我々は、インバウンドを四千万人の高みに上げていきたいというふう

いろいろな観光拠点としての魅力を磨いていかなければいけないことだと思つています。

インバウンドの効果を地方にもしつかり均てをしていくというのは、これは政府だけではなくて地域も含めて取り組んでいかなければいけないテーマだと思ひますし、観光客の結構な不満を更に細分化すると、地方でキャッシュレスが使えないという不満も顕在化をしてくているわけでありま。それから、地方も含めてキャッシュレス化を期限を切つて推進をする政策をとるということには私は意義があるというふうに入つています。

○古川(元)委員 これは大臣、話をすりかえていますよ。私が聞いているのは、来年の六月にやめるときに起きてくるであろう駆け込み需要と反動減をどうやって緩和するんですか、その対応はあるんですかというのに、インバウンドの、それは確かにインバウンドがふえてくれば、それは東京だけじゃなくてほかのところもありま。しかし、大臣、さつき自分で、オリンピック・パラリンピックがあるから、それでぐつとインバウンド需要がふえるから、そこでこの影響が相殺されるみたいなことを言うから。

それはインバウンド全体で見ればでしょう。確かに全体でふえてくることは事実だと思ひます。それが、それは地方にも均てんすると思ひますけれども、しかし、それが来年の六月の、やめるところに合うかといつたら、そういうもののじゃないでしょう、そんなものは。

だから、インバウンドがふえていくのは、別に、急に来年の七月になつたらどつとふえるわけじゃないわけですから、それがどつとふえるのはこの東京周辺が中心になるわけですから、やはりそこはおかしいと思ひますよ。

では、もう一回、ちよつと時間もなくなつてきましたから、この件に関して少し聞きますけれども、今の話を聞くと、とにかく、経済状況のいかにかわらず、来年六月には終了する、そういうことですね。これは経済状況とは全く関係なく、とにかくこの制度は六月にはやめるといふこ

とですね。

○世耕国務大臣 総理も、消費税に関しては、リーマン・ショック級の出来事が起こらない限りという前提でおつしやつていますから、私も、経済状況に全くかわからずということは、この施策についてはなかなか言えないわけですが、これは今、九カ月間ということを決めてやつてお。その中で最大限の効果を上げるべく、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに入つております。

○古川(元)委員 では、これは延長する可能性もあり得る、それこそリーマン・ショック級みたいなことが起きたら延長する可能性もあり得るということですか。

○世耕国務大臣 そもそも、リーマン・ショック級のことが起こると消費税がどうなるかという問題がありますから、これは消費税に伴う施策でありますので、ちよつと仮定の前提ということではお答えしづらい。今の段階では、あくまでも九カ月、期間限定ということを取り組んでまいりたいと思つています。

○古川(元)委員 いや、違います。私が言っているのは、要は、そういうことが起きなくて、十月に予定どおり上がった後に、そのリーマン・ショック級のことが来年の春に起きるかもしれないわけですよ。だから、そういうときに延長はあり得るんですかということ。

○世耕国務大臣 あくまでも、この施策は九カ月限定だと思ひます。

消費税が上がつた後にリーマン・ショック級のことが起こつたか起こらないか、これは政府全体で判断することになるんでしようが、そのときはまた別途の施策がいろいろ考えられることになるんでしようと思ひます。

○古川(元)委員 では、これは最終確認ですが、来年六月以上延長するなということはありません、大臣。

○世耕国務大臣 現時点では、この施策、延長ということとは考えていません。九カ月ということでは考えさせていたいております。

○古川(元)委員 今の現時点ではというのが気になるんですけど、また新しい判断とかいうので、総理もよくやられる話ですから。

では、将来時点では延長するという可能性もないわけではないということですか、大臣。

○世耕国務大臣 少なくとも今、私は頭の片隅でも考えていません、延長ということについては。

○古川(元)委員 これはすごく大事な話なんです。これは私は、多分やめられないと思ひます。でも、どんなことがあつてもやめると言われたら、本当にこの九カ月のためだけにこれに参加するかどうか。これはすごく、事業者にとつてみたら、重大な経営判断をするところなんです。ね。

今の大臣の話をもう一回確認しますが、現時点では片隅にないかもしれない、しかし、将来的に、状況によつては、それは絶対ないということはない、あり得ないというわけではない、そういうふうな御答弁のように聞こえますけれども、それはそれぞれの時点のところで判断をするということではないですか。

○世耕国務大臣 あくまでも、今立案をしているこの事業、ポイント還元事業は九カ月限定ということでありま。

○古川(元)委員 時間が来ましたが終わりますけれども、ぜひ、本当にこの問題は、最初に申し上げましたけれども、平成に続いて令和の最初の消費者、事業者の混乱を招いたのが軽減税率とこのポイント還元だということに私はなると予言をします。

しつかりそういうことは、本当にやるのであれば、そうならないようにしていただきたいと思ひし、私は、そういう意味では、これはやめるべきだというふうに改めて申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございます。

○赤羽委員長 次に、泉健太さん。

○泉委員 国民民主党の泉でございます。

きょう、いろいろと他の委員会との関係で質問の順番を少し調整をしていただいたことに、委員長に感謝を申し上げたいと思います。また、理事の皆さんもありがとうございます。

さて、私は、コンビ二の問題をちよつと取扱いをさせていただきたいと思ひます。

まず、大臣、大臣は、御友人ですとかでコンビ二オーナーがおられたり、その皆さんのお話を聞かれたことというのはございますか。

○世耕国務大臣 友人とまでは言えないかもしれませんが、知人の中には、かつてコンビ二の経営トップをやっていた人も複数いますし、今もコンビ二を運営している持ち株会社の役員をやっている方はいます。そういう方々からコンビ二の実情、現場を回つての話等については何度か伺った記憶はあります。

○泉委員 いや、さすがですね。もう違いを感じました。

私、いわゆるコンビ二のオーナーというか、個店の経営者の方のお話を伺ったんですが、まさかフランチャイズトップのお話かなというのをびっくりして、そこでもう、ある種意識の違いというか、いや、今これだけ社会問題になっているときに……（発言する者あり）

○赤羽委員長 御静粛にお願いします。

○泉委員 大もとと、いや、やはり大臣、さすがだなという、確かにそこを友人と呼んでいいかどうかというのはあるかもしれませんが。

改めて、では、コンビ二をフランチャイズで契約をして地域で経営をされている店主の方からお話を伺ったことというのはございますか。

○世耕国務大臣 これも、私、地元の支持者にはやはりコンビ二店舗のオーナーさんはいらっしゃいますので、過去何度も伺っております。この間の週末も、地方議員とコンビ二オーナーを兼業している方からかなり痛切な話は伺わせていただきました。

○泉委員 そういう両方から御意見を、現場の声を伺われている大臣から見て、ある種、このフランチャイズ元と各店舗の関係性というのは現在対等であるというふうにお感じになられますか。

○世耕国務大臣 これは制度論的な話になってしまひますけれども、やはりこれはフランチャイズ契約に基づいた契約上の関係ということになるんだらうというふうに思っています。契約上ということ、基本的には、日本の法律上はこれは対等な関係にある。

万が一、対等でないようなことがあるのであれば、どちらかが優越的地位を持っていてそれを濫用しているというようなことがあるのであれば、これは独禁法等によってしっかりと対応されるべき問題だというふうに思っています。

○泉委員 ありがとうございます。

本間に、契約ということではある一方で、今社会問題でさまざま出てくる場所では、なかなか各店舗ごと、御苦労されているところが出てきているなというふうに感じますし、恐らく、きょうここに、委員室におられる議員の皆様も、ある種、もともとコンビ二だった物件というのは数多く地域で見られるんじゃないでしょうか。

ある意味それは、新規進出店舗も多いけれども、一方で、市場から退出をするというか、経営が立ち行かなくなつて撤退をされる、主には、本部というよりも個人が撤退をされるケース。そして、そこが福祉事業所になったり別なテナントになったり。でも、大体、何となく、ああ、これはもともとどの系列の店舗だったなというのはいくらでもわかりますね。そういうことも含めて、貸し店舗とかあきとか書いてあるのを見ると、本当に心が痛むところもござひます。

それぞれ夢や希望を持つてこの個店の運営に参画をする中で、しかし、なかなか当時思い描いたようなビジネスモデルにたどり着かなかつた。これは一概に誰が悪いということとは言えないのかもしれないが、非常にそういうケースが多いということも考えねばならないなというふうに思ひます。

す。

さて、そういう中で、経済産業省、私はある種懸命に御努力をされていると思ひます。そして、コンビ二に対する、コンビ二エンスストア加盟者の取組事例調査への御協力お願いという形で、調査も今回なされました。先日、その調査の概要も発表されたところでありましたけれども、この件についても幾つか御質問させていただきたいと思ひます。

この、まず、調査御協力をお願い文のところに、まさに、見させていただきまして、冒頭、こう書いてあります。コンビ二エンスストアは物販だけでなく、防犯、防災、金融、物流、行政などの国民生活に欠かせない社会インフラの一つとして発展、定着してきておりというふうに書いております。

国民生活に欠かせない社会インフラの一つとして定着してきておりと書かれておるんですが、大臣、改めて、コンビ二は社会インフラでしょうか。

○世耕国務大臣 この社会インフラというものに明確な定義とかさういつたことがあるわけではありませんが、一方で、まず、店舗数が全国五万五千店以上、それこそ角々に、特に都市の場合はあるということ。そして、国民にとって身近な買物の場となつていくこと。そして、それだけではなくて、例えば公共料金の支払いなど生活密着型サービスを提供しているということ。特に、今、いろいろな労働形態が多様化する中で、深夜働いている方にとつても買物や食事や公共料金の支払いができる拠点になつていくということ。

そしてさらに、災害対応においては、これは災害対策基本法上の指定公共機関として位置づけられていきますし、また、警察からの要請に基づいて、防犯のためのセーフティステーション活動というのも行つていて、いざという場合、駆け込める拠点ということにもなつていく。あるいは、今、ATMが全部置かれていまして、二十四時間体制でお金の引き出しもできるというようなこと

になつていく。

そういう意味では、やはり、広い意味でこれは社会のインフラ的なものに私は当たるのではないかとこのように思つております。

○泉委員 広い意味でということでありまして。まさに、社会インフラという言葉の定義なんですけれども、これはたしか平成二十一年ですか、経済産業省はあり方研究会というのをなされております。その中の報告書でも既にコンビ二については社会インフラという表現が出てきておりました。ここでも、経済産業省の中のコンビ二のあり方研究会の中では、「本研究会では「社会インフラ」の定義を広く「国民生活や企業活動に必要不可欠な基盤としての施設やネットワーク」とする。」というふうに、研究会の定義が置かれております。

これはちなみに、経済産業省として現在もその定義で認識されているという理解でよろしいんでしょうか。

○藤本政府参考人 お答え申し上げます。

今御質問の二十一年の研究会ということで、当時、流通関係の有識者の皆様、お集まりいただきまして、当時のコンビ二エンスストアをめぐるさまざまな課題について整理をしたところでござひます。その中で、今御指摘のように、社会的なインフラストラクチャーとしての役割を果たしているといつたような実態について、分析また検討がなされているというところでござひます。

したがひまして、先ほど大臣からお答え申し上げましたように、国民生活を広く支えるという意味の存在として、社会的インフラという表現を使わせていただいている次第でございます。

○泉委員 改めてですが、今も変わつていないということでしょうか。

○藤本政府参考人 例えば、災害対策基本法上の指定公共機関等に指定されたのはその後でございますけれども、その意味では、ますますその役割は高まつているというふうに考えております。

○泉委員 今、例えばSS活動、防犯の件に関し

ての、あるいは防災の意味での災害対策基本法に基づく指定公共機関、こちらの方は、平成二十九年六月に指定をされて、七月一日付で施行されますということでもあります。

そういった意味で、位置づけは確かにされているということであるわけですが、この位置づけをするに当たって、では、果たして、既存店舗も含めてありますが、各店舗は、指定公共機関に位置づけられる際、あるいはさまざまな社会的インフラだということに言われるに当たって、各店舗の同意が果たしてあったのだろうかということについて、経済産業省、何か御認識はございますか。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。

一つ、災害対策基本法上の指定公共機関にしましては、現在、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートといったコンビニ三社を含む小売七社について、災害発生時に、地方公共団体や政府、災害対策本部を通じて要請により、全国の店舗網等のネットワークを生かして支援物資の調達それから供給を行うということ指定をされているわけでございます。

したがって、指定に当たりましては、これら各事業者についてそれぞれ指定しますよということをお話をして、了解の上で指定をしているというふうに認識してございます。

○泉委員 各店舗の了解を得て指定しているか。済みません。

○藤木政府参考人 指定の対象となっておりましてはそれぞれチェーンの本部ということでございまして、本部の中で個店にどういった説明をされているかというのはそれぞれだろうというふうに思っております。

〔委員長退席、西村(明)委員長代理着席〕
○泉委員 まさにそういうことでして、私は冒頭、大臣にも、果たしてフランチャイズ元、本部と各店舗が対等なのかというお話をいたしました。私、各地域の個店においても、例えば本当に、

その行政区、自治体とどうか、あるいは警察署とどうか、個別に、フランチャイズ店舗が共同で、あるいは個店で協定を結んで地域貢献をされているというケースもあるように伺っておりますので、そういった意味では、本部だけの協定だけではなく、あるいは本部の指示かもしれないが、それは状況や場合によりまして、地域ごとにやっているところもある。そういうものはある意味、そのオーナーの同意というか意思確認ももちろんありながらの話で進んでいることだと思います。

私、すべて悪いとは言わないんですが、こういった社会インフラと規定をされて、そして金融も防犯も防災もという形で、ある意味、店舗を運営した後に次々と役割が降りかかってくるのが今のコンビニの現場の現状なのではないのかなと。

これはちよつと違う話になりますが、よくタクシー運転手さんで長年されている方に伺うと、とにかく困るんだよ、助手席と運転席の間の機械がどんどんどんふえてきて。決済の仕組みが、カードの決済の機械がいつばい置かれて、正直使い方がわからないやつもあるんだよみたいな話があつて、それもやはり運転手さんのある意味手間だけでも、これは労働者として、会社の指示として行われているケースがあります。それは労働者ですから、そこは仕方がないところはあります。

コンビニの契約を結び、そして時代とともにどんどんどん新しいものを取り入れなさいということ、しかし、では、各店舗に拒否権はあるんでしょうか。各店舗に拒否権があつて、そういうことには応じられないという話は、なかなか私は聞いたことがないわけでありまして。

拒否権というのは少し厳しい話というか角の立つ話でありまして、やはり、そういった意味で、地域において防災インフラ、防犯インフラというふうにつきり本部主導でなつてしまつていますけれども、もちろん本部からの多少の人員あるいは

は物品の支援というものは全くないわけではないです。しかしながら、現場で負担をしているのは基本的にコンビニオーナーであり、そのオーナーの意見が果たしてどれだけ本部の方に聴取をされた上でそういう判断に至っているのかということ、大変危惧をしております。

以前にも聞いたことがあります。オーナーの方々のお話の中で、災害のときに、とにかく店をあげ続けなさい、あるいは現場にとどまりなさい、お客様が来るかもしれないから。これはお客様を助けるという意味があるのかどうかわかりませんが、もちろん、本部からの、エリアごとの担当者の言動というののもこれまた一律ではないでしょうからいろいろなケースがあるでしょうけれども、さはさりながら、かなりオーナーさん以後から降りかかってくる責務のようなものがあるのではないかとこのことを大変心配をしております。

防犯インフラということに至っては、確かに、明るくて夜中も安全、コンビニというイメージはあるかもしれませんが、中にいる店員さんは警察官ではございません。

そういった意味では、幾ら一応防犯訓練を半分いたしましたとかそういう話をしても、一般市民であることには間違いないわけでありまして、その逃げ込み場所、受皿のようになってしまつていうことがこれは果たして適切なかどうか。役割として過剰に求め過ぎではないか。大臣、いかがお考えですか。

○世耕国務大臣 そういったことも含めて、先日、割と簡易な調査を行った結果、やはり業務が複雑になっているので人が集まりにくくて人手不足につながっているとか、本部のサポートが不足している、本部とのコミュニケーションがなかなかとりにくいといった項目もずらつと出てきております。

私は、これはコンビニの持続可能性を考えた上でちよつと深刻な問題になりつつあるなと思つてまして、先日、コンビニチェーンの本部のトップ八

社にお集まりをいただきまして、御意見も伺った上で、少し自主的に行動計画をつくつていただけないかということをお願いいたしました。

今度、その行動計画を踏まえて、もう一度深掘りした形で、ちよつとやり方は考えますけれども、店舗オーナー側の声ももう一度深掘りして伺つていきたい。

そういった中で、役割がふえているというのは、私も本当にそう思います。相当複雑なレジにもなつてきているし、いろんな業務もある中で、それにクイックレスポンスで対応されている店員さんつてすごいなと思いますけれども、そういったことがどういう負担になっているのか、あるいはその負担を解消する手だてがあるのかどうかということ、フランチャイズ本部、コンビニ店舗側の間に経産省も立ちながら、ともに考えていきたいというふうに思っています。

○泉委員 ちなみに、今、先日の大臣とコンビニ各社の会談の話がございましたので、この行動計画について、各社の反応というのか、今、計画ができた後というお話でしたので、各社の行動計画はつくられるということよろしいんですね。

あと、更に聞きますと、有識者による検討組織でありますけれども、これは、いつ発足し、どんなことをいつまでに検討されるというイメージでしょうか。

○世耕国務大臣 まずは自主行動計画をお願いをさせていただきまして。その会議の雰囲気からしても、それぞれ、やはり皆さんも問題意識を持っておられましたので、つくつていただけるものというふうに思っています。

この後、オーナー側の思いをどういう形で酌み上げるか、そしてまた、専門家の御意見もどういうふうにいただいているか。これはユーザーの側も無視できないんですね。やはり二十四時間やつてほしいという方と、いやいや、そんなに大変だったやらなくていいやという方と、いろいろあるわけで、それはまた職種、職業によつても

違ってくるんだらうと思いますから、そういったところもちよつと丁寧にヒアリングをして、フランチャイズ本部側、あるいは店舗オーナー側にも伝えていく。そういう、何かコミュニケーションのハブのような役割を経産省は果たしていきたいというふうに思っています。

○泉委員 すばらしい方向性だと思います。

改めて、有識者による検討組織、これは、発足をいつぐらいで、そして、どんなことをいつまでに検討される御予定ですか。

○世耕国務大臣 ちよつとまだそこは、そんなにだんだんするつもりはありませんが、まずはフランチャイズ本部側の行動計画を見させていたいただいて、その上で、どういう専門家の意見を聞けばいいかとかいろいろ、防災の専門家とかいろいろな観点があると思いますので、そういったところを考えていきたいと思っています。

いずれにしても、早く動いていきたいとは思っております。

○泉委員 今のお話に更に付言しますと、その検討組織でありますけれども、今、大臣のお話でいけば、ユザーも大事ですね、意見も大事ですね、そして、各店舗の方々の、店主の御意見も大事ですねということでしたけれども、私は、やはりそこは、少なくとも、店主の方々、いずれかの店舗の運営をされている方もやはりこの検討組織のメンバーに入れていただくべきかなと思います。

要は、ヒアリングで来ていたとかだけではなくて、やはりそれぞれ当事者も入った検討組織というものにしていただきたいと思います、いかがですか。

○世耕国務大臣 どういうやり方で店舗オーナー側の意見を吸い上げるかということは、これからしっかりと検討していきたいというふうに思います。

でも、やはり幅広く声を聞かないと、これは、はっきり言うと、利益がたくさん上がっているところは余り不満がなかったりするんですね。だが

ちよつと、一人二人呼んでというのではなかなか全体像をつかみにくいと思います。かといって、余り複雑なアンケート調査とかで、帳簿とか引き出してもらわないと答えられないということであれば、ただでさえ忙しいと言われている店舗オーナーにまた負担をかけることになります。ちよつとその辺、よく工夫をしてみたいというふうに思います。

○泉委員 これは私、各党の仲間たちと過労死防止法をつくらせていただいたときも、厚生労働省に今有識者会議がございますけれども、やはりここにも、もちろん過労死をされていけない職場、防災を起こしていない職場というのはたくさんありますが、だからといって実際の当事者の方々を入れないかといえはそういうことではなくて、やはり当事者の方に入っていたいて一緒に議論をしたという経緯がございました。

そういった意味では、やはり問題を抱えていると認識している方々というのは、一般的に他店で問題がない中でも、一定そういう方々があるのではあれば、やはりそういう方々の意見あるいはそういう方々の環境がしっかりとこの有識者会議の中で開陳されて、そして全体として課題に取り組み、何もないものが大多数だから何もないということではないはずでありますので、課題に向き合うということとをぜひ経産省のこの検討組織の中では考えていただきたいというふうに思います。

さて、少し進めますけれども、社会インフラという定義は非常に難しいわけで、あえて私はいろいろと質問項目は書かせていただいていますので、ちよつと御質問したいと思います。

例えば、災害対策基本法でいえば、指定公共機関に指定されたのは、イトーヨーカ堂、イオン、ユニー、そしてセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、セブン&アイ・ホールディングスというところでありますけれども、じゃ、大臣、デパートは社会インフラですか、あるいはユニクロは、そして吉野家は社会インフラでしょうか。

○世耕国務大臣 それぞれ国民に便利さとか生活

の潤いを提供されている立派な企業だというふうには思っておりますけれども、コンビニと比べた場合に、やはりコンビニは五万五千店舗が全国の津々浦々に存在をする、そして、防災での御貢献、災害対策での御貢献、そういったことを踏まえて社会インフラと言わせていただいております。

今おっしゃっていただいた企業もそれぞれ立派な企業で、国民の本当に生活の役に立っていると思いが、コンビニと同様に個別にインフラと言えらるかどうかというところ、そこはまだ明確に申し上げられるような状況ではないというふうに思っています。

○泉委員 そうですね。そういう意味で、コンビニの特徴というのは、先ほど大臣がおっしゃられたように、ATMがあったりですか、あるいは公共料金の収受ができるですか、そしてトイレですね、これは実は物すごく一般市民には役立つというのか、助かっていると思います。本当に、車を運転していて、どうしよう、でも、なかなかそんなに公共の公衆トイレがあるわけじゃないというときに、もう一般の国民が当たり前のように駆け込むのがコンビニということになっている。

何となく悪いから一品買つていこうよという人もいれば、もちろんそれも多少のビジネスモデルですが、最近では、ある種当たり前に過ぎて、そういうことももちろん義務じゃないので自由ですけれども、利用だけされるというケースももちろんあるし、そういう中で、中には汚れていかれる方もあるということで、私もコンビニの各店舗オーナーさんに伺っていますと、本当に大変だということですね。

大臣、これは我々もそうかもしれませんが、一年間に我々は何度、自分としてトイレに面と向かつて一生懸命トイレ掃除をする機会というのはあります。そう考えたら、本当にコンビニの経営者とかスタッフの皆さんは、毎日毎日、一日四回、五回とトイレ掃除、食べ物を扱ったり日用品

を扱ったりする店舗経営者あるいはスタッフでありながら、一生懸命お客様が使うトイレも掃除をしなければいけないという、これは結構時間がかかりますし、物すごい手間もかかります。

ですから、最近では、それなりの売上げがある店舗においてはもう業者さんをお願いしてやっているケースもありますが、地方においてはなかなか、そんな来てくれる業者さんがあるわけじゃないし、突発的に汚されるケースも多々ありますから。

そうしますと、これは上からもかなり強く言われていますね。トイレはきれいにしておきなさい、じゃないとお店のブランドにかかわるといふ、命令というぐらいに、それはあなたの生き死にもかわるんだからという言い方になってしまつていますが、きれいにしておきなさいという注文がつくわけあります。

そういう中でいうと、コンビニの無料トイレというものの、あるいは、ゴミ箱なんかは最近大分一般の持込みごみが入れにくいような工夫がされるようになりました。やはり、コンビニで食べたものが多少入れられるんだつたらまあしょうがないけれども、外から持ち込んでごつと捨てられたら、何か収集業者みたいになつてしまつていて、本当に、駐車場にいっぱいビニール袋が、他店のものまで置かれていたりとか、空き缶がいっぱい並んでいるだとか、そういうことを見た方も多々多いと思いますが、本当にこういう清掃も大変です。

中には、コンビニの経営者の方あるいはスタッフが、本当に行き届いていて、店舗の敷地内だけじゃなく周辺のお掃除までされているケースもあって、本当に御苦労が多いですよ。その中でも、駐車場の清掃とトイレの維持というのは本当に大変な話でありまして、こういうことも、恐らく想像していただくと大変だと感じているのが現在の店舗オーナーの方々ではないのかなと思います。

本来、どうなんでしょうね、きょうなかなかお答えいただけないというか、国土交通省の公園担

当の方に聞かなければわからないかもしれません。が、公衆トイレの役割とか、これがどこまで住民に供給することが求められているのかということも、私はもちよとまだよくわかりませんけれども、コンビニは、本来公共を整備をするべき公衆トイレの今大部分を担っているというような状況にあるということですね。

そういう意味においても、このコンビニ二に対する、じゃ、行政がトイレ掃除に応援をしてくださいますというのなかなか難しい。そうしますと、やはりこういった店舗運営に係る負担軽減ということについては、特に今人材不足の中で、先ほど言ったように、衛生環境とか、維持をしなければならぬということでもありますので、ぜひこの辺がこの行動計画等々の中でも、やはり店舗オーナーには非常に負担になっていて。

トイレ掃除の会というのがありまして、イエローハットの鍵山さんがやっている、便教会とかって京都では言うんですけれども、もちろん私も、日本をきれいにする、美しくする会とかそういう中で、そういう意味でのトイレ掃除に向き合ったことは何度もありますが、あれはある種、その時々参加する方々が大多数であって、毎日みずから、自分でトイレを掃除する方というのは本当に少ないと思います。

そういう中で、お仕事とはいえ、本当に大変な思いをされているということも、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

さて、更に進みますけれども、平成二十一年四月のあり方研究会の報告書ですけれども、ここでは、コンビニ二に対して幾つかの調査の結果が出ております。

例えば、平成十四年、コンビニ二エンスストアの二十四時間営業及び年中無休営業に関する実態調査というのがありまして、このときには、二十時から一時までの来店者が全来店者の七・二％、そして午前一時から午前五時の来店者が五％というデータが上がってきております。

これ以降、同様の調査が行われているかどうか

か、確認したいと思います。

〔西村(明)委員長代理退席、委員長着席〕
○藤本政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の調査は、平成十四年に日本フランチャイズチェーン協会が実施した「コンビニ二エンスストアの二十四時間(深夜販売)営業および年中無休営業に関する実態調査」という中で今おっしゃった数字が入っておりますが、同協会に確認いたしました。本調査実施以降、同様の調査は行われていないということでございます。

○泉委員 ぜひそこは、藤本審議官の方からも、同様の調査、これはやはり、今の時代これだけ注目を集めているということであれば、お客様の動向でもありますし、ぜひ、調査をして、そういった結果も生かしてもらいたいということをお伝えいただけないでしょうか。

○藤本政府参考人 先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、更にコンビニ二の実態、特にオーナーさんの実態ということについては調査を行う予定にしております。

ただ、その際に、更に論点をはっきりさせてしっかりと調査を行うとともに、やはり回答していただくオーナーさんの負担ということもよく考えて、両者のよくバランスをとりながらやっていきたいというふうに思っておりますので、その中で、こういった過去の調査の状況も踏まえて検討していきたいと思っております。

○泉委員 続いて、今度は内閣府の調査で、小売店舗等に関する世論調査があつて、平成十七年七月です。ここは、深夜に営業している小売店は必要だ、また、どちらかといえば必要だとする回答が過半数を超えているというふうなことであります。

これと同様の調査は、その平成十七年以降行われておりますでしょうか。

○藤本政府参考人 今御指摘の、平成十七年七月に内閣府で実施いたしました小売店舗等に関する世論調査でございます。これも内閣府に確認いたしました。本調査実施以降、同様の調査は行わ

れておりません。

○泉委員 ありがとうございます。

ということで、今これだけコンビニ二の業界の注目が集まっています、私、経済産業省のこの取組事例調査への御協力をお願いというのは非常に有益だったというふうに思いますし、今後も期待をしたいと思います。一方で、今さまざまな方がコンビニ二業界の現状を分析するに当たって、平成十四年の調査以降行われていないとか、平成十七年以降調査が行われていないという状況が今確認をされました。

これは各方面で、内閣府がされたことや、あるいは協会がされたこととはいえ、やはりデータとして、随分と今働き方改革、政府も旗を振る中で、世の中の意識も変わってきている時代でございますので、この内閣府における小売店舗に関する調査というものも、平成十七年以降行われていないわけでありまして、これをぜひ行つていただきたいということも御検討をいただきたいと思っております。

さて、時間も少なくなつてまいりましたので、平成二十一年のこのあり方研究会報告書では、値引き販売、見切り販売に関する記述として、値引きは、薄利多売となりコンビニ二経営を悪化させるとの意見も紹介しております。一方で、同時に、恒常的な値引きでなければ利益を損なうとは言えないということも書かれております。

現在の経産省の御見解をお願いいたします。

○藤本政府参考人 お答え申し上げます。

値引き販売、見切り販売については、各店舗のオーナーの経営判断ということによつて判断されるべきものというふうに考えてございます。

平成十四年四月に公正取引委員会が、フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方というのを公表しておりますが、この中で、見切り販売の制限は優越的地位の濫用に該当するといふような整理もなされておまして、現在、各コンビニ二本部においては、この整理に基づいて適切に対応されているというふうに承知しております。

す。

○泉委員 ありがとうございます。今はあくまで、お話の中にあつたように、オーナーの判断であるということでもあります。

そういう意味では、その平成二十一年のときには、この報告書の中で、本部が加盟店に対して、正当な理由がないのに、品質が急速に低下する商品の見切り販売を制限し、売れ残りとして廃棄することを余儀なくさせることは、優越的地位の濫用として独禁法上の問題を生じるおそれがある。

このため、コンビニ二各社の本部と加盟店の間で行われる経営指導の一環として、本部の店舗指導員が加盟店に対して、弁当等の食品の恒常的な値引きが利益を損なうものであると経営指導するのであれば、その論拠やデータ分析を示した上で丁寧に行うことが重要である。

これはこの当時の書きぶりですけれども、本部が、経営指導の一環として、弁当等の食品の恒常的な値引きが利益を損なうものであると経営指導をすれば、見切り販売を制限できるということなのか、それとも、あくまでオーナーの判断なんだろうか。

○藤本政府参考人 お答え申し上げます。

ここで、恒常的な値引きが利益を損なうということは、まさに発注を過剰にした結果として売れ残つて、こういうことが恒常的に起こるということでございますので、そもそも、しっかりと発注数を予測を立てて、しっかりといたいただくということが重要になってまいります。

まさにそういったデータをしっかりと分析して、そういった過剰発注をすることによって利益が損なわれる可能性があるということをしっかりとオーナーさんに説明していただくということは当然のことだろうというふうに思っております。この部分の記述に関して、何か現時点で見て誤ったことを書いてあるというふうには認識してございません。

○泉委員 私がもう一回伺いましたこととは、経営指導は経営指導、それはしっかりと指導

はして、対等な関係の中で指導というのが果たして言葉としてどうなのかという気もいたしますけれども、経営指導は経営指導として、見切り販売、値引き販売の権限はあくまでオーナーであるということでしょうか。

○藤本政府参考人 当然そういった経営指導を踏まえた上で、たまたま余ってしまったものについて値引き販売をするかしないかということについては、これはオーナーの判断であるというふうに理解しております。

○泉委員 オーナーも、恐らく廃棄が好きならばありませんし、廃棄にも費用がかかりますし、過剰な廃注をわざわざして見切り商品にする、値引き商品にする必要はないので、よっぽど変なオーナーじゃない限りは。そういった意味では、オーナーもやはり、どうでしょう、私たちも、物を捨てる、使えるものを捨てる、食べられるものを捨てる、こういうことそのものは、やはり抵抗感是非常に強いですよ。良心の呵責もありますよ。それが人間というものだと思います。

そういった意味では、そういった中で、心情的にも、もったいない、何とかお客様のもとに届けたいということと値引きの判断をされるというオーナーさんが大多数ではないのかな。何も、そんな過剰な廃注を恒常的に行うような体質は私はないというふうに思っておりますので、ぜひ、こういったことについても厳しく監視もしていただきたいと思います。

そういった意味で、このコンビ二業界における食品ロス、大臣、最後になりますが、実は、食品ロスのことをお伺いしようと思つたら、食品ロスは農水省ですので、コンビ二の食品ロスについては基本的に知りませんというお話でございまして。

やはり、行動計画においても、これまで、一旦店舗に出した食品を、売れ残りをリサイクルするというのがコンビ二の基本的な考え方でありました、いわゆる飼料ですね、畜産の飼料に使ったりとか、そういったものに使うことが一番多

かったわけですが、やはりこの食品ロスを防ぐ、いわゆる、一部チェーンでも取り組んでいます、フードバンク等々にしっかりとルートをつくって、それを食品として食べていただくという取組もありますが、ぜひこういうものも広げていただきたいということ、最後に御答弁だけお願いをしたいと思います。

○世耕国務大臣 コンビ二業界も、フードロスに關してはいろいろ取組をしていると思います。例えば、ことしから、恵方巻きは予約販売にしている、AIを使ってビッグデータで需要を正確に予測をするとか、そういった取組が進んでおります。

こういったコンビ二の取組に期待をしたいというふうに思っております。

○泉委員 ありがとうございます。

○赤羽委員長 次に、笠井亮さん。

日本経団連は、一昨日、四月八日、「日本を支える電力システムを再構築する」と題する新たなエネルギー政策提言を発表いたしました。その中で、原発の運転期間について、新規制基準適合審査のために運転できなかった期間を運転期間から控除する、いわゆるカウンターストップによって運転期間を六十年より更に延長するように求めているということですが、更田委員長に伺います。

原子力規制委員会として、こんな方式が容認される、あるいはあり得ると考えておられるのでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。まず、個別の提言に対して、原子力規制委員会が見解を必ずしも示すべきものとは考えておりません。また、御指摘の提言があったこと自体は報道を通じて承知しておりますけれども、その記載には接していない、平たく申し上げると、私自身は読んでおりません。

その上でお答えをいたしますけれども、原子炉

等規制法が定めている運転期間は、同法の立法時の国会審議において、技術的見地のみならず幅広い観点から議論を重ねられた上で法制化されたものと認識をしております。

したがって、原子力規制委員会としては、同法並びに同法立法時の考え方に沿った適切な運用に努める考えであります。

○笠井委員 カウンターストップということですが、これで運転停止期間を運転期間から差し引くなどというのは、私、ルール無視の身勝手な言い分だと思えます。

自民党の原子力規制特別委員会は、昨年六月、提言で、規制委員会に対して、事業者と技術的議論を進めるように注文をして、委員長の井上信治衆議院議員は、規制庁からは議論を始めたという答えがあった、このようにインタビューで述べております。

規制庁が昨年八月、電力会社の原子力部門の責任者との件で意見交換をしたというのですけれども、そうではないんですか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。御指摘の意見交換と申しますのは、これは公開の席で、委員一名それから規制庁の幹部等が出席をして、数社のCNOの方と意見交換を行ったことを指しているものと考えられます。しかしながら、そのときの意見交換に關しては、事業者の意見は聴取をしておりますけれども、いわゆる運転期間の取扱等に対する技術的な議論というところまでは及んでいないものというふうに私は承知をしております。

○笠井委員 いろいろな形でこういうふうな要求が出てくるという状況でありまして、今も、米國でいいますと八十年まで延長申請しているという例示までされているわけで、今回の日本経団連の提言の中では、老朽原発を更に延命させようとするなど、とんでもない話だということは言っておきたいと思えます。

さらに、日本経団連の提言では、政府に対して、原子力の長期的な必要性を明示をして、リブ

レース、新增設を政策に位置づけるべきだ、こういうことも求めておりますが、世耕大臣、政府として、原発の建てかえや新增設の方針まで検討するつもりでしょうか。

○世耕国務大臣 今現在、政府と原子力事業者が力を注ぐべきことは、安全最優先の姿勢で真摯に再稼働に対応していくことであるというふうに考えています。現時点において、原発の新增設やリブレースは想定しておりません。

○笠井委員 現時点においてということですが、調査に行つたドイツでありますけれども、ある意味、立場を超えて、脱原発と温暖化抑止を両立させる立場で思い切つて再エネを進めている、目の当たりにしてきた、これはもう党派を超えてそういうことを見てきたわけでありまして。

原発については、低廉で安定的とか、CO₂を排出しない非化石燃料ということで重要と、繰り返し大臣自身も言われているわけですが、低廉も安定的も総崩れという状況になってきて、温暖化対策を名目にして原発に固執するなど、東京電力福島第一原発事故を起こした日本がとつてはならない道だ、これは強く指摘をしておきたいと思えます。

日本経団連の提言は、原子力事業への投資の観点からは、事業の予見可能性の確保が重要とも強調しております。中西会長は会見の中で、この提言をつくるのも相当資源エネルギー庁と議論しながらやっているとばかり認めているわけでありまして、経産省としても、原発で発電する電力会社、事業者への補助あるいは支援制度の創設ということについて検討してきたんじゃないですか。

○世耕国務大臣 原子力については、徹底した省エネ、再エネの最大限の導入に取り組み、原発依存度を可能な限り低減する、これが政府の一貫した方針であります。

そういう意味において、先日、一部報道で、経産省が原子力を補助する制度を検討しているとい

うような報道があったわけですが、そのようなことを検討している事実はございません。

○笠井委員 二〇一四年の八月二十一日の総合資源エネルギー調査会の原子力小委員会、第五回であります。そこで、競争環境下における原子力事業のあり方ということが議論されました。

このときのゲストスピーカーは誰で、どのような演題だったのでしょうか。

○世耕国務大臣 二〇一四年八月二十一日に開催されました総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会では、電力システム改革によって競争が進展した環境下での原子力事業のあり方を議題として、委員の皆さんに御議論をいただきました。

その中で、英国のエネルギー・気候変動省原子力開発局原子力発電・国際案件担当副部長のクラーク氏をお招きをして、英国の電力市場改革の内容の御紹介をいただいたところがあります。

○笠井委員 そのクラーク副部長からは、こういうコメントがあった。電力市場改革のフレームのうち、主に皆さんの関心があると思われるCfDに焦点を当ててお話をしたいと。皆さんの関心があると思われるということをあえて言った上で、ブレゼンの半分の時間を使って、このCfD制度の詳細について説明をしております。

英国で原子力発電にも導入されたCfDの仕組みというのは、廃炉や使用済み燃料の処分費用も含めた原発コスト回収に必要な電気料金水準として基準価格を決めて、その基準価格が市場価格を上回っている場合には、その差額を電力消費者から電気料金で回収をして、原発事業者、原発会社に補填をするというものであります。

クラーク副部長は、原発のような初期の設備投資がかさみ、リード期間が長い電源の長期の収益の安定性をもち、これがCfD制度の利点だと力説をしているわけでありまして、世耕大臣、競争環境下、つまり、電力自由化のもとで、原子力事業者、原発会社の事業の安定を図る仕組みについて議論の中で、英国のクラーク副部長が紹

介したCfD制度を参考にしてきた事実はあることはお認めになりますね。そういうことをゲストスピーカーでやって話を聞いた。本人も、皆さんが関心あると思われる問題に焦点を当てて話したと言ったわけですから、そういうことを参考にしてきた事実はあるということはいえますね。

○世耕国務大臣 この二〇一四年八月二十一日に開催された原子力小委員会での議論というのは、電力システム改革によって競争が進展した環境下での原子力事業のあり方というのを議題として、クラークさんには来ていただいていますけれども、委員の皆さんにまず御議論をいただいているわけがあります。

この御議論の中では、英国だけではなくて、米国の制度などさまざまな事例を紹介した上で、事業環境のあり方について御議論をいただいたところでもあります。

当然、英国だけではなく、また原子力だけではなく、再エネ、火力も含めて電源全体のあり方、再エネ大量導入に対応した送配電網のあり方、こういったことについて、英国に限らず、いろいろな各国の制度を参考に、日々勉強は行わせていただいております。

○笠井委員 電力自由化のもとで原子力事業者の事業の安定を図る施策を検討してきた、今言われたとおり、紛れのない事実で、そこでいろいろな例を、外国の参考にしたというようなことを言われましたが、呼んだのは英国のクラーク氏一人。

クラーク氏のブレゼンがあつてから一カ月余りたった後に、電事連の八木会長、当時の会長は、競争環境下で原子力発電を一定規模確保し、民間事業として遂行していくためには、予見性を持つて長期の事業を計画し、実行できる環境整備が大変重要、全面自由化の実施に先駆けて検討を進めていただき、制度措置の実施をお願いしたいと述べている。十月二日です。

経産省としても、原発支援制度について、支援制度について検討してきたのではないんですか。

○世耕国務大臣 二〇一四年の原子力小委員会における中間整理というのが行われています。その中では、原子力事業の予見性を高め、民間事業者がリスクがある中でも主体的に事業が行っていくことができるよう、必要な政策措置を講ずることが必要であるという記載が、この中間整理では行われているわけでありまして。

いずれにしても、過去においても現在においても、原子力を補助するような支援制度の導入の議論は行っておりません。

なお、この二〇一四年の中間整理を受けて、廃炉の判断やその実施を円滑に進めるための措置であります廃炉会計制度や再処理等拠出金といった政策的措置は行ってきたというわけでありまして。この小委員会における中間整理は、この廃炉会計制度、再処理等拠出金といった政策的措置に結びついていっているものと考えております。

○笠井委員 いろいろ言われましたけれども、言い逃れはだめだと思ふんですね。

今大臣言われましたが、競争環境下でも原子力事業者を守らなさいいけない。再処理積立金法を改正して拠出金制度に改めて、そして、会計規則を見直して原発の廃炉費用を電気代に転嫁できるようにするなど原発温存のための支援措置を講じてきたわけで、その上で更にまた必要だという議論をやつてきているということであつて、村瀬電

力部長、電力・ガス事業部長は、このマスコミの報道について誤報とまで言われたわけですが、ならば、今後そういう形で支援制度を導入することは絶対ない、二〇一四年、そのときにやつたけれども、しかし議論はあつたけれども、今後絶対ないと断言できますか。

○世耕国務大臣 同じ答えの繰り返しで申しわけありませんけれども、原子力発電のための支援制度の導入を検討している事実はない、もうそのことに尽きると思います。

○笠井委員 いつも現時点ではという話になるんですが、今後やらないと断言をはつきりできないというのは、原発温存のためなら何でもあり得る

と考えているからではないか。

こんなにげたを履かせなければ運転できない原発が低廉な電源のほしくないわけでありまして、英国のCfDについてブレゼンがあつた原子力小委員会の委員だった、もう亡くなられましたけれども、九州大学の吉岡斉教授は、当時のその小委員会に対して意見書を出されております。

「英国は世界最初に、一九五六年に商業原子力発電を始めた国である。五十八年後のいま、電力市場の相場は二倍の価格で買い取ろうとしていることは、原子力発電の経済性が歴史的に反証されたことを意味する」と考えられる。日本をふくめ、世界のいかなる国も、見習うべきではない」と厳しくコメントされているわけで、世耕大臣は、この吉岡氏の指摘を真つすぐに正面から受けとめるべきだと強く申し上げておきたいと思ひます。

次に、世耕大臣が繰り返して口にされます世界最高水準の規制基準への適合なるものについて議論したいと思ひます。

原発再稼働の前提として、原子力事業者は、原子力規制委員会から規制基準に適合していることを示す原子炉設置変更許可を受けなければなりません。その申請書には、原子力規制委員会規則、具体的には、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則、いわゆる実用炉則でありますけれども、この第三条に定められた添付書類、一番から十一番までありますが、これを添えて申請しなければならぬと定められています。

更田委員長に伺いますけれども、この添付書類のうち、添付書類の八、通称添八とはどういうものなのでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。御指摘の添八は、設置変更許可申請書の一部であります。

主な内容としましては、例えば、設計基準、起因が、異常が発生したときにどのような役割をして、どのような働きの結果、異常事象がおさまるかといったような評価などが記されており、添八に

は、各原子力発電所の安全上の機能別重要度分類表と耐震重要度分類表が記載されている。そういう中で、今言われたようなことが確認されるかどうかという問題になってくるということであります。

配付資料一をごらんいただきたいと思ひます。

左側が設置許可基準規則であつて、右側が、その規則に基づいて審査を行うための内規に当たる規則の解釈であります。

規則の第十二条一項では、「安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならぬ」と規定しております。つまり、重要度分類審査指針に沿って原子力発電所の設置変更許可申請書の審査を行うという意味であります。

そこで、更田委員長、つまり、添八の安全上の機能別重要度分類の表とは、設置許可基準規則に適合していることを申請者である電力会社が説明をして、規制委員会が適合性を確認するための重要な書類の一つだということは間違ひありません。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

御質問の重要度分類につきましては、設置変更許可段階では、申請者はその重要度分類に係る方針を説明をしまして、その方針がふさわしいものであるかどうかは申請書の記載内容を通じて確認をしております。

○笠井委員 つまり、そのときに、方針を説明するときと言われましたけれども、その書類が添付される必要があると。それを適合かどうか判断する上で、そのための必要な書類の一つである、これは間違ひないですね。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、設置変更許可段階で確認をしますのは重要度分類に係る方針でありまして、個別の機器の重要度分類については、設置変更許可段階で個々に確認しているものではございません。

○笠井委員 それでは、添八で言われているそう

した添付書類がなくてもいいんですか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

個々の機器がどのように分類されているかという表は、必ずしも添付書類に添えられている必要はございません。

○笠井委員 ここで言われている添八というものについて言うと、具体的に、安全上の重要度分類ということでも出されています。これは柏崎刈羽なんかが出していますけれども、ここにこういう形で、クラス一から三まで言われながら、重要度分類ということで、それぞれ分類と定義、あるいは機能ということで、構築物、系統又は機器とか、あるいは特記すべき連携系ということで、詳しく書かれています。こういうものを出すということになっていくわけですね。出さなくていいんですか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

先ほども御答弁申し上げましたように、個別の表について、申請書ないしはその申請書の添付書類に添えるかどうかは、これは申請者の裁量であつて、必ずしも必要なものとはしておりません。

○笠井委員 昨年六月、日本原電の東海第二原発の原子炉建屋のブローアウトパネルが、加振試験中というか、要するに振動を与えて試験をする間できちんと閉まらないというふぐあいが発生しました。

このブローアウトパネルとは、原子炉建屋の圧力が増加したときに、自動的に圧力を逃がして建屋や格納容器の破壊を防ぐ装置であります。パネルが開いたまま炉心溶融に至れば、放射性物質が建屋の外に漏れて運転員が被曝するおそれがあるために、二〇一七年十一月二十九日に設置許可基準規則を改めて、パネル閉止機能を持たせることにしたものであります。

そのふぐあいというのは、これは極めて重大であると思うんですが、そこで、この東海第二のブローアウトパネルが安全機能の重要度分類表にどう位置づけられているかを確かめるために、東海

第二の添八を確認してみたら、どこをどう探しても安全上の重要度分類表が見当たらないわけですね。

更田委員長は、方針を説明して、それを確認すればいいんだ、方針を確認すればいいと言っているけれども、実際、そういうことでふぐあいが起こっている問題について確認しようと思つても、そういうものを裏づけるための添付書類ということでは添付することになっている書類がない、欠落している。これでいいということになるんですか、欠落していい。あるんですか、それで。そういうものがなかったら、後でいろいろなもので確かめられないじゃないですか。そのときも、これで適合しているとはつきり裏づけできないじゃないですか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

設置変更許可段階においては、申請書の内容並びに申請書の添付書類、先生御指摘のから十一まである添付書類、さらには、細部に關しましては、審査過程のまとめ資料というものををつくっております。

このまとめ資料は、原子力規制委員会のホームページでも公開をされている公開の文書であります。このまとめ資料につきましては、先生御指摘の安全上の機能別重要度分類表が、全ての審査にわたつてその表がその資料に含まれております。その表を申請書の添付資料にも含めるかどうかは、これは申請者の裁量であるというふうに考えております。

御指摘の東海第二発電所の審査におきまして、このまとめ資料には安全上の機能別重要度分類表が載つておりまして、また、そのブローアウトパネルにつきましても、MS-1という分類であることを確認をしております。

○笠井委員 添付書類について、分類表が記載されていない、それがなければ審査はできるのかという問題になってきて、それで、安全機能の重要度分類を行う方針であることを確認しているから問題ないと言われましたけれども、添八に発電所

ごとに具体的な安全上の機能別重要度分類表を添付させる目的というのは、設置許可基準規則の十二条に基づいて、その具体的分類が安全機能の重要度分類に関する審査指針に正しく従っているかどうかを審査することじゃないんですか。その方針さえ確認できればいいというんですか。何のために添付というふうになっているんですか。

○更田政府特別補佐人 お答えを申し上げます。重要度分類につきましては、あくまで設置変更許可段階では、これは重要度分類に限らず一般に通じる考え方でありまして、設置変更許可段階で確認をする、そして、審査の上で認めるものというのは設計方針でありまして、個別の機器に關する確認を目的とした審査を行っているものではございません。

○笠井委員 配付資料の二をごらんいただきたいんですが、東海第二原発を含めて、設置変更許可申請の審査、新規基準の適合性審査が終わつた関西、四国、九州、東京の四電力、九つの原発の申請書のこの添八、今議論している添八の安全上の機能別重要度分類表の記載状況をまとめてみました。添八の中に安全上の機能別重要度分類表の記載があるんですね。なぜ東海第二だけないんですか。それは事業者の判断と、そして方針があれ

ばいい、こういうことになつちゃうんですか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

繰り返しになりますが、安全上の機能別重要度分類表を添付書類に含めるかどうかは、事業者の裁量の問題であります。

さらに、この表につきましては、東海第二発電所につきましても、審査過程のまとめ資料に含まれて、これは公開された資料となっております。

○笠井委員 記載するかどうかは申請する事業者の判断で、審査時に必須というふうになっている添付書類も要らないとなれば、規制も規制委員会も要らないということになつちゃうじゃないですか。添付書類に基づく審査がなくて許可できるはずがないというふうになるんですね。何でそんな

ことをやっているのか。これはミスだった、確認できなかった、しなかったということで、はっきり認めるべきじゃないですか。

原子力規制委員会がその審査書案を公表したのは昨年七月四日です。それまでに規制委員会の審査は終了していたということですが、先ほどまたいろいろなものが出されているとかという話がありましたけれども、事業者ヒアリングで資料が出されたといつて、日本原電がこの問題に関連して出したというのは、審査が終了してから二カ月後過ぎてからの九月十八日です。審査終了から二カ月以上もたっているということで、これだけで審査に反映していると言えるのか。それぞれ判断なんだと言ったたら、何でまた慌てて日本原電が後からそんな似たようなものを出したのか。

しかも、九月十八日の事業者ヒアリングで日本原電が出した資料の題名というのは、重要度の特に高い安全機能を有する系統の抽出表というのであって、中身は違うんですね。さつき添付で言われているものと違って、安全上の機能別重要度分類表ではないんですよ。そこはつきり認めますね。

○更田政府特別補佐人 お答え申し上げます。申請書並びに申請書の添付資料の記載に関しては、個々の申請ごとに異なる点があることは事実であります。

しかしながら、審査の内容につきましては、他の既に判断を行った審査と東海第二発電所における設置変更許可に係る審査で、内容において何ら違いがあるものではありません。

○笠井委員 資料二で、ほかはみんな出しているけれども、何で東海第二だけないのか。そこはどうですか。ちゃんと答えていない。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。添付書類に表があるかないかは、これは事業者の裁量によるものと考えています。

また、まとめ資料の最終版といったものが日本原電から提出された時期につきましては御指摘の

とおりでありますけれども、まとめ資料というのは、審査の過程における補足資料であるとか細部にわたる資料を全て、名前のとおりですけれども、まとめた、言ってみれば完成版のようなものを整えたというのがまとめ資料の性格でありまして、これは、原子力規制委員会の判断との前後関係を必ずしも問題にするものではありません。

○笠井委員 まとめ資料の中にそういうこと言及しているものがあるというけれども、その審査の段階ではなかったものを後から出したわけですよ。そこで出してやった事業者ヒアリングというのが、審査会合のかわりになるんですか。更田委員長自身が、つい三月二十七日の審査会合の場で、ヒアリングは事実確認だけだ、意思の伝達等は審査会合でやるのはつきり言われているわけで、別です。全く。審査会合という公開の場できちつと確認すべき中身ではないのか。

では、何で慌てて後で日本原電が、いや、これもありました、まとめの中には実はあったんですけど、審査の過程では出さなかったけれども出した。ほかの電力会社は出しているものを出していなかったのは東海だけですからね。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

いわゆるまとめ資料というのは、審査の過程でなかったものを含むものではありません。あくまで審査の中で確認、議論された内容をまとめたものであって、後出しには決まっております。

また、繰り返して申し上げますけれども、東海第二発電所に、重要度分類に係る審査につきましても、東海第二で行った審査の内容は他の発電所に係るものと全く違いがあるものではありません。

○笠井委員 改めて資料の一に戻りますけれども、設置許可基準規則の第十二条の一項には、「安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならぬ。」と規定をされていて、その解釈で、第一項に規定する安全機能が確保されたものについては、安全

機能の重要度分類に関する審査指針によると定めているわけで、その中でこの分類表の問題もあるわけですが、それが無いのに、安全上の機能別重要度分類表がないのに、どうして十二条に適合しているかを判断できたのか。できないんじゃないかと思うんですけれども。ちよつとわかりませんね、そういうことは。どうやってできたのか。

いや、それは事業者の方が出している、その判断で出している、方針を確認したらいんだと。方針はこうですよと言ったけれども裏づけになるものを添付して出してなくて、それで、方針までできているからいいんですということで事業者は言っていますからといったら、これは何のための規制なのか、規則なのか。

それで、冒頭に、規則に基づいてと炉規法の話もされましたけれども、そういうことがありながら、実際には事業者任せになっているんじゃないか。事業者は出して、それは出すか出さないかも自分たちの勝手です、出したけれども、それは方針があるからということをやったたらそれでいいんですということになったら、どうやって本当に適合性の確認をするのか、審査をするのか。そもそもが問われるんじゃないですか。私は、これは単なるミスとかで済まされないと思うんですよ。

これは本当に、瑕疵があったんだしたら瑕疵があった。その審査の過程で、私も本当に不思議なんだけれども、ほかの電力会社は出しているわけですから、普通はひな形があつて、こういう問題、やってくるということをやっているから、だからほかの電力会社は大体それも出してやっているわけですが、結局、この分類表が記載されていないということの中で、規制庁の審査官は、なかつたことに誰も気がつかなかったのか。でも、なくてもいいという議論をしたのか。そこはどうですか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。繰り返し申し上げますけれども、添付書類八にその表が必要かどうかということに関しては、これは、必ずしも設置変更許可段階において、繰り

返し申し上げますけれども、ある方針が、この方針に従うことというのが明確に示されているものに対して、その方針とおり行かうかどうかという、いわゆる宣言ですけれども、その方針が示されれば、設置変更許可段階の審査としては充足するものであります。

したがいまして、この表が添付書類八に添えられているかどうか、そのこと自体を問題であるというふうには考えておりません。

○笠井委員 方針どおり行かうかどうかを裏づけるのが添付書類で、それを号ごとに出してやっている、ほかの電力会社もやってきた、この基準自身はいろいろ私ども議論はありますよ、だけれども、そうやってやってきたと。

だけれども、今は、方針どおり行かうということがあればいいんだと。書類があるかどうかは、別に必ずしもそれは必要じゃないんだという話になったら、ほかの電力会社だってそうやって従いますよ、今まで出したけれども。そんな手間がかかることを、こんなにたくさんある資料を一々全部そろえなくてもいいんだと。規制委員長が、それはもう電力会社のそれぞれの判断です、方針があることを私たちが確認するんですと言ったら、ほかだつて出さなくなりますよ。規制なんというところは崩壊するんじゃないですか。

そんなことをやったら、本当にこれだけの事故を起こした、東京電力の福島第一原発事故を起こして八年ですけれども、本当にそれでどうするかという原発のあり方、それで安全なのかということが問題になってきた。

政府は、それで大臣も、これは世界最高水準の基準に適合しているんだと言っているけれども、適合していると言いつけれども、その水準からいって、整っていないということ、審査書をつくって、審査書案でパブコメをやつて、それに基づいて、結局、適合だとやってきたわけですよ。こんなことで、日本、この国、一体どうなるのかということになると思うんですよ。

どう思いますか、委員長。こんなことでいいんですか、これで。ほかのところも、電力会社だつて同じようになつちやいますよ。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

東海第二発電所の審査も含め、原子力規制委員会は、原子炉規制法にのつとつて、厳格、的確な審査に努めていると考えております。

○笠井委員 規制法にのつとつて、さまざまな規則があつて、十二条もあつて、添付書類も位置づけられているというふうにやってきましたわけで、そこをのつとつてやるんだつたら徹底してやるべきだし、審査の段階で必要な添付書類があつたのになかつたのか、なかつたけれどもこれはこうだと議論したのか。そのことも委員長からお話はありますませんでした。ということがきちつと確認されなきゃいけないと思います。

そもそも、東海第二原発にて、規制委員会委員が立会いのもとで日本原電が実施したブローアウトパネルの実機試験という試験がありましたけれども、チェーンンの破損とか、すき間が発生するなど、要するにきちんと閉まらないふぐあいが発生したこと自体が問題だと思ふんですよ。

規制委員会は、いずれも構造強度上の問題ではないとして、そして、日本原電がふぐあいを修正して再試験することでオーケーとしたわけですが、東海第二原発の基本的な設計がどうなっているのか徹底的に正して、本来なら設計からやり直しをさせるべきで、重大問題だと思ふんですが、この点はどうですか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

ブローアウトパネルの件につきましては、委員も含めて現地での確認を行い、また、細部にはありますけれども、駆動方式の変更等々は手直しがなされていることを確認し、その機能が維持されるということを確認して確認したことから、設置変更許可の判断に結びついております。

○笠井委員 実際にこれだけのふぐあいが発生した、それに伴つての、それに関する添付書類がなかつたということになると、これは重大だと言わ

なきゃいけません。

記載するかどうかは申請する事業者の判断と繰返し言われましたけれども、そうなつたら、本当に規則も規制委員会も要らないということになりまして、こういうことでやはりあつてはならない。日本原電による設置変更許可申請とそれに基づく規制委員会の審査の双方にミス、瑕疵があつたことは明らかでありました。今からでも許可を取り消すべきだと強く言いたいと思います。

最後に、世耕大臣に伺いますが、今の議論をお聞きになつたと思ふんですが、これはどうしてこういうやり方で、東海第二原発が世界最高水準の規制基準に適合しているなどと言えるんでしょうか。

○世耕国務大臣 これは適合しているかどうかについて私が判断を示すということとは、これは福島第一原発事故の教訓において、規制委員会の独立性ということが明確になっておりますので、これは控えてさせていただきますと思います。

○笠井委員 終わりますが、添付すべき書類を欠いたまま合格のお墨つきをする、なぜこんなさうな審査が世界最高水準か、こんなことがまかり通るのか。

東海第二原発の四十年運転期間が迫つていたから、それまでに合格させないと廃炉になつてしまふ、だから急いで審査しないといけなかつたので見過ごしたか、あるいは、よほど添付するにたえない安全上の問題があつたものだったか、いずれかだと断ぜざるを得ません。

もはや東海第二原発は廃炉しかないことを厳しく指摘をして、質問を終わります。

○赤羽委員長 次に、足立康史さん。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

今、笠井委員の方から原発政策がありました。原発政策は私もまた改めて時間をとつていきたいと思いますが、かつ、政府の今の対応が十分だと我々も思つていません。しかし、追及する方も追及する方で、自分たちは非現実的な原発ゼ

口とかいうキャッチフレーズだけの中身すかすかの法案をつくつておいて、それで何か規制委員長にあんな偉そうに言うというのは、私は国会のあるべき姿ではないかな、こう思つて、一言苦言を呈しておきたいと思ひます。

さて、大阪でダブル選挙が終わりしました。選挙は選挙、別だと思つていますので、余り選挙の話をごこで改めて申し上げるつもりはありませんが、しかし、では選挙だから何を言つてもいいというものではないと私は思つています。

少なくとも、私は、選挙であれ平時であれ一貫して同じことを言い続けることを旨としているつもりでありまして、その点によつと、若干、私、世耕大臣には心から敬意を表しているし、万博等に係るお取組についても、再三この場でも申し上げたように、心から感謝を申し上げていることは改めて申し上げておきたいと思ひますが、大阪ダブル選にお越しをくださいますと、大阪に入つていただきまして、今回、松井当時の知事、吉村市長が前倒しのダブルクロス選挙に臨んだことについて、大臣は、大臣というお立場でないにせよ、裏切りだ。あれだけ一緒に抱き合つた仲なのに、裏切りじゃないかと、こういうことをおっしゃいました。

それから、もう一つ、これはちよつと、きょうこうやつてこれを取り上げさせていた。だくのはこの後半の方が一番大きいんですけど、万博があるときに都構想なんかやつている余裕はないんだという、余裕がない発言というのがあつたわけですね。これは結構重たい御発言でありまして、少なくとも、万博担当大臣が、選挙中とはいへ、二〇二五年の大阪・関西万博に向けて、その間

は、いろいろな意味で、お金の面でも、財政的な面も含めて都構想なんかやつている余裕はないんだというふうなふつて帰つていかれたわけですね。

大臣、これ、どうですか。

○世耕国務大臣 私、ここで言うことと選挙で言うことには、これは基本的にはそががない内容

でお話をしているつもりであります。

万博担当大臣としてやはり万博をしつかり進めるといふことは極めて重要でありまして、そういう意味で、私も、報道等で見ている情報で、都構想には一定の事務的な負担、資金的な負担もかかるという中で、その懸念を演説の中で、選挙の方チンコでやつている中ですから、少し強い言葉で申し上げている点はあると思ひますけれども、そういう指摘はさせていただいたわけでありまして、いづれにしても、目的は大阪・関西万博を成功させることでもあります。選挙も終わりました。新

知事、新市長、新府政、新市政とともに、この都構想がこれからどうなるかはわかりませんが、私も、そういったことも含めて、しっかりと安定的に万博を成功に導く方策について、しっかりと話し合いをしていきたいというふうに思ひます。

○足立委員 大臣、その御懸念を大阪でおっしゃつたわけですが、今もお持ちですか、その懸念は。

○世耕国務大臣 はつきり言つて、心配はしています。大丈夫かなという心配。大変な事業だ。いや、だつてこれは最終的にまだ手続とか住民の意思とかいろいろあるわけですから、決まつていくわけではありせんけれども、いろいろ大変な作業なんだろうなという思いは持っていますから、それを大阪府市が万博の関連の準備をしつかりやつていくということ両立できるかどうかというの私は心配していますが、その点についてもよく府政、市政とは話し合いたいというふうには思つています。

○足立委員 私は、大臣が今思つていらつしやる懸念は、単なる勉強不足だ、単なる認識不足だと。

いや、大臣は万博だけ見ていらつしやるから。隣がわからないから。大都市法という法律は総務省が持つています。総務省が持つているわけだから、あした総務委員会があるのもう一回やり直すけれども、総務大臣と。

私は、単なる、そんな、一閣僚が自治体の心配

をしなくていいですよ。いや、一閣僚ですよ、一閣僚。総理が心配するならまだわかりますよ、両方の法律を持つていらっしゃる。万博法と大都市法と、経産省と総務省がこれを持つていらっしゃる。そのさまざまな法律を、それは万博と都構想だけじゃないですよ、児童虐待、教育改革、あらゆる行政を大阪府知事、大阪市長はやっていらっしゃる。それを支えているのは大阪府民、市民ですよ。それを何か一閣僚が、いや、一閣僚だ、大臣。たかが万博担当大臣が懸念して、それは僭越じゃないですか。訂正した方がいいですよ。

○世耕国務大臣 たかが一閣僚かもしれせんけれども、私はやはり、大阪・関西万博誘致をし、そしてこれから成功させていかなければいけない責任者として、大阪府が、これはもうまさに会場を抱えていただくことは間違いない、インフラの整備もしていただかなければいけないわけがあります。また、大量のインバウンドの観光客もこれから受け入れていただかなきゃいけない。そういう中で、やはりしっかりとした準備ができるように、私は強い思いを持つていました、そういう意味で心配をしているということでもあります。ぜひその懸念を解消していただけるのであればそれはウエルカムでありますから、府市とはよくコミュニケーションをとりたいというふうに思っています。

○足立委員 いや、違う違う。懸念を、万博担当大臣が都構想云々ということについて、だって、大阪府が責任を持つてやっていらっしゃるから、地方自治の本旨ですよ。それを万博担当大臣が、いや、懸念だとか心配だとか、それは僭越だと言っているんですよ。国と地域は対等なんです、今の日本では。そうでしょう。だから、私は僭越だと言っているんですよ。

もしそこに懸念が残っているんだしたら、万博担当大臣として懸念の払拭に努めるべきですよ。ちゃんと大阪府市とコミュニケーションをとって、吉村知事、松井市長とちゃんと話を。懸

念を持つておいたらだめですよ。

懸念払拭にちゃんと努めて、次の委員会の場で、この委員会の場でもう一回聞きますから、懸念は払拭されましたか。次の委員会までにちゃんと懸念の払拭に努力する、よろしく願いします。

○世耕国務大臣 それはちよっとお約束はできませんけれども、いづれにしても、大阪府市としっかりコミュニケーションは続けていきたいというふうに思っております。

○足立委員 いやいや、大臣、この場で、この国権の最高機関の場で万博担当大臣が懸念があると

言ったんですよ。一方で、吉村知事、松井市長は、選挙戦で、この任期の間に、すなわち万博が来るまでに、この四年間の間に都構想を再挑戦するとう言っているわけですよ。きのうの就任記者会見でも、両者とも、任期中に必ず住民投票をやる。もう懸念じゃなくて、それは言っているんですよ、大阪は。

地方自治の首長が、わざわざ大選挙まで仕掛けて、そこで明言をしている公約について、一緒にやっていかないとけない万博担当大臣が懸念を持つて。このまま、きょう私、終われませんが、いや、終われないよね、これ。大阪へ帰ったらみんなに怒られますよ。ねえ、大臣。

僕の言っていることはわかりますよね。私の言っていることはわかりますよね、大臣。考える時間を差し上げますから、ちよっと。

いや、大臣、これは、だって、国と地方ですよ。今は対等な関係なんですよ、今の日本の法体系の中で。

国の法律に基づくさまざまな事業、万博法に基づく万博、大阪・関西万博をちゃんと成功させること、それから、大都市地域特別区設置法、大都市法に基づく都構想の住民投票を任期中にやること、それは法律が認めていることなんですよ、国法が。国法が認めていることをやるのに、万博担当大臣が、いや、懸念があると。僕は、それは万

博担当大臣の勉強不足に尽きるとしか思えないんですよ、今。

勉強不足以外に何か根拠がありますか。根拠を言ってください。

○世耕国務大臣 いずれにしても、法律は法律であります。その法律をどういう形で執行していくのか、まさに万博法もそういうことになるわけがあります。

万博の成功のためには、当然、府市も相当な人的リソースも割いてもらわなければいけません。財政上の負担も、インフラ整備に関しては、これは地元自治体の負担ということに明確になっているわけがあります。

そういう意味から私は心配を示しているだけであって、今後、大阪府市とは、その万博の成功に向けて入念にコミュニケーションをとっていきたいと思いますが、それは来週までとか期限を切られても、私は対応できません。

○足立委員 いや、結局、あれですよ、松井市長、吉村知事は世耕大臣のことを信頼しているんですよ。(世耕国務大臣私も信頼している)と呼ぶ信頼しているんだしたら、懸念を持たなくていいじゃないですか。信頼しておけばいいじゃないですか。

この間の成立した万博法で、もう一人担当大臣をつくるという規定になってますよね。あのとき、松井知事は何と言ったか覚えていらつしやいますか。私は、世耕さんを信頼している、世耕さんこそ万博担当大臣だ、また何かよくわからない大臣が万博担当大臣で来るぐらいだったら、世耕さんにやつてもらいたいと言っているんですよ。

それだけの信頼関係があるんですよ、お互いに。何でそのときに、この国会の場で懸念表明するんですよ。

ちよっと事務方、これはレク、失敗しているよ、レク。あ、済みません、藤木さんが悪いんじゃないんだ。

大臣、それは問題じゃないですか、ちよっと。懸念表明は撤回しないとこれは帰れないですよ、私。

だって、万博担当大臣が、今回の大阪の選挙結果に懸念ですよ、これは。(世耕国務大臣)違う、違う(と呼ぶ)いや、ちよっと言い直した方がいい。撤回、修正してくださいよ、ちよっと。

○世耕国務大臣 いや、選挙でこういう演説をしたのはなぜかとおっしゃったから、私は懸念があったからだと言っているわけであり。懸念がないということはまだ私は今の段階では確信は得ておりませんけれども、それは、大阪府市と今後いろんな実行段階を詰めていかなければいけない、そういうところでしょうかと。その懸念は払拭をしていきたい、これが万博担当大臣としての責任だというふうに思っています。

○足立委員 いや、わかっていないな、大臣。大臣、僕は、今まで余りこういうことはなかったんですけれどもね。最も尊敬している大臣の一人ですから。おかしいな。ちよっとおかし。

私がきょうこういう順番で質問したか、復習してくださいよ。まず私は、過去のことについて質問をした。それで、御答弁された。そこで懸念とおっしゃったから、その懸念は、この選挙結果を見て、なるほど、吉村知事、松井市長は信託を受けているんだな、かつ信用を得たんだから、大都市法もやらなアカンな、都構想の住民投票もやらなアカンと思えますよ、普通の人は。だって、それが民意なんだから。

その大阪の民意に対して、国務大臣が、その選挙後も、万博担当大臣として、いや、その懸念は、いや、別に、だから私は、選挙中も選挙外も一貫している人間ですよ。大臣は一貫していません。いいですよ、いいです、いいです。あれは失言、あのときは選挙だから言ったんだと。いや、大臣、ここはもう線を引いた方がいいですよ。あれはうそだよ。

いや、だって、大臣、大臣は大阪にそんな余裕がないと言ったんですよ。何でそんな適当なことを言えるんですか、勉強もしていないのに。じゃ、勉強不足は認めますね、勉強不足は。

○世耕国務大臣 私も、その大阪都構想問題にかかりつきりやっているとあるわけではありませんが、一定の情報収集はした上でやっています。

○足立委員 それは、足りない可能性、勉強不足の可能性は大いにある。

じゃ、どれだけ勉強したか、都構想について何を御存じか、ちよつと言つて下さいよ。

○世耕国務大臣 ちよつとここで今、都構想の詳しくについてお答えをするというのは控えさせていた方がいいと思いますが、府市を合併させ、そして区を再編するということ、そして区にも一定の権限を持たせるといふことだと思つています。

○足立委員 いや、そうじゃなくて、大阪がそれにたえられなかうかの検証をせなあかんのでしょうか。それを心配しているんじゃない。でも、その責任は万博担当大臣の責任じゃないですよ。それはまさに地元自治体である吉村知事と松井市長の仕事でしょう。

介入しないでください、介入を、地方自治に。国法に基づいてやっていると地方自治の運営に口を出さないでください。責任は我々が、大阪が、大阪府市が持つんですよ。私も、おおさか維新の会のメンバーだからね。

大臣、きょうの答弁は失敗ですよ、大臣にしては珍しく。経済産業委員会で聞いている大臣の答弁の中で唯一の失敗ですね、きょうの発言は、訂正しないとこれは大変なことになりますよ。

ほんまに、本当に、これはちよつと一回緩めた方がいいですよ。

繰り返しになりますが、大臣は選挙中に、都構想にかかずらわっているか、表現は忘れたけれども、都構想をやっている余裕なんかないんだと。じゃ、万博だけ成功したらいいんですか。我々は全部やると言っているんですよ。地元自治体が全部やると言っているときに、特定の大臣が国会で懸念表明するって、それは、じゃ、総務大臣とちゃんと調整してくださいよ、総務大臣と。

○世耕国務大臣 私は万博担当大臣としてあの演

説の中で懸念を表明したというだけでありまして。都構想については、これは大都市法の手続にのっとつてこれから進んでいくんじゃないでしょうか。

○足立委員 そもそも、大都市法というのは大臣がつくったんですよ。大臣じゃないけれども、自民党が。さまざまな法律がある中で、そのどの法律に基づいて、どの法律に基づいてどうするか、そんなものは自治体が全部責任を持つてやるんですよ。そのときに縦割り官庁の縦割りの大臣が、それぞれそれは思いはあるかもしれないよ、でも、それを、総務大臣と一切話もせず、総務大臣と一切話もせず、今みたいに何かツイッターを讀んだぐらゐの情報で、あ、ツイッターを讀んでいない。じゃ、何かテレビのニュースを聞いたぐらゐの情報で、そんなの、うかつな発言と言わざるを得ないですよ、うかつな発言。軽薄。僭越。最低。

まあ、やめましょうか、これぐらゐで。ねえ、梶山筆頭。これぐらゐでやめますが、これは完全に大臣のミスです。だから、もし懸念があるなら、懸念をちゃんと解消するべく地元自治体と調整を急ぐべきだし、私はむしろ、先般の誘致活動において松井、吉村、吉村、松井と世耕大臣との信頼関係はみじもすき間がないようになっているし、今もそうだと、今もその信頼関係にみじものすき間もないと私は思っていますよ。

だから、しっかりとこの二人と、そして大阪、加えて先般のダブル選挙で民意を得たわけですよ。大臣、もしそんな、いや、こつちが心配だとか言ふんだつたら、自民党、どうするんですか、消費税と憲法。消費税と憲法なんか両方できまさんよ、普通に考えたら。大臣、どつちを選ぶんですか、消費税と憲法。

○世耕国務大臣 それは経産大臣の立場としてはお答えは控えていただきます。

○足立委員 私はせつかくここで一人の政治家と、先輩政治家に正面から向き合っているのに、

いや、俺はきょうは大臣だと。だめですね。ちよつと見損ないましたよ。(発言する者あり) 細田さん、そんな、人の心配する暇があったら自分の心配してくださいよ、自分の。

藤木先輩がいはるのもうやめますけれども。いや、もう藤木さんには大変お世話になつていたので、藤木審議官に免じて。大臣のことは許さないですよ、絶対。大臣のことは許さないですよ。必ずこの質問、また経産委員会やるたびにやっていたいと思いますが、藤木先輩にはお世話になつているので、もうやめます。(発言する者あり) 偉そうに言うなよ、ちよつと。自分の心配している、新潟で、ちよつと。

もう時間ないのかな。あと五分。本日は、きょうのメインテーマは消費税と共産党だつたんですよ。でも、時間がないので、共産党はあしたの総務委員会に譲りまして、消費税だけちよつとやつておきたいと思ひます。

大臣、ちよつと、消費税に移つていいですか。ちよつと切りかえていただいて。

九月月やつた後、来年の六月で終わるような制度は、きょう古川委員がやつていらつしやいました、やめて、マイナンバーで僕はやつたらしいと思ふんですよ。だつて、マイナンバーの事業が始まるんだから、来年度から。何でこんなばたばたして、そういう、古川さんが言つていふようなことをばたばたやらなあかんのですか。もし何か、キャッシュレスとか何かやりたいことがあるんだつたら、ふだんからやつていけばいいじゃないですか。何でそんなばたばたでやるんですか。誰でもいいですよ。

○藤木政府参考人 足立委員にお答え申し上げます。

今回のポイント還元制度につきましては、消費税上げの前後の需要の平準化、それに伴つて中小小売店舗等に対する支援、そしてキャッシュレスを進めるといった目的を持つて実行するものでありまして、今回、十月に予定されている消費税率の引上げ、これにあわせて実施するものであると

いうことでございます。

○足立委員 大臣、私の問題意識は一つです。とにかく、マイナンバーでやればいいんです、全部。マイナンバーでやろうと言つたら、いや、マイナンバーはまだ普及していないからとみんなは言うんですよ。普及してからやればいいじゃないですか。

財務省、きょう来ていただいていますね。財務省。あ、ごめんなさい。先生、ありがとうございます。鈴木副大臣、ありがとうございます。消費税、半年、一年を争うような、日本の財政はそんなに厳しいですか、今。厳しいかどうかだけ。

○鈴木(馨)副大臣 これから急速な高齢化が進んでいくということ。そして、社会保障制度を守つていくためには、きちんとした形で消費税の引上げをさせていただく。そしてさらには、その結果としてのいろいろな、さまざまな駆け込み反動減の話がありますが、そこにはしっかりと対応していくということでございます。

○足立委員 申しわけない。答えていただいている。一年を争うような、消費税増税を一年を争つて引き上げないといけないぐらい、日本の財政は危ういのかと聞いているんです。それだけ答えてください。

○鈴木(馨)副大臣 しっかりと、懸念を出さないために、きちんとした形で引上げをさせていただくということでございます。

○足立委員 では、消費税増税が一年おけると、破綻のおそれがあるんですね。

○鈴木(馨)副大臣 私どもとしては、国会の場でこれまで決めていただいているそういった法律にしっかりとこのつとつた形で、粛々とやつてまいるといふことでございます。

○足立委員 もうきょうは何かだめですね、安倍政権。安倍総理は頑張つていられるけれども、経産大臣とそれから財務副大臣も、きょうはバツ。もうバツ。だつて、答えていないもん。

一九というものが成立をいたしました。その中の八百八十九条では、今お話ございましたとおり、米国政府が、ファーウェイなど特定の五つの企業に関連する情報通信機器やサービスの調達、あるいはそうした機器の、サービスを利用している企業との契約を行うことなどを禁止しているものと承知しております。

あわせて、今、これも委員からお話ございましたとおり、これについては二段階で行われる予定になっておりまして、第一段階は、ことし、二〇一九年の八月ということになりますけれども、これは、今お話ございました五つの企業が直接供給する製品、あるいはその製品を内蔵する、いわゆる二次サプライヤーとも言っておりますけれども、製品の供与を禁止をする、政府が調達することを禁止をしているというのが第一段階でございます。

来年、二〇二〇年の八月になりますと、これも今お話ございましたとおり、そうした製品を利用している企業が提供するさまざまな製品やサービスについても、米国政府に対して供与されることが禁止されるようになるという二段階で施行されるものと承知をしております。

ということでございますので、具体的な影響がどれくらいあるかというのは、施行されない段階において把握するのは難しいわけでございますけれども、私どもとしては、今申し上げました二段階でそれぞれ影響する可能性がある企業に対しては、米国においてこういう法制が施行を予定をされていること、その内容について順次周知をしておるところでございます。引き続き、その影響等について注視をしてまいりたいと存じます。

○長島委員 今、影響についてのお話がありました。

大臣、一つ伺いたいんですけれども、さつき私がちよっと読み上げたハッキングのリスクの問題、こういうリスクについては、大臣も一定程度懸念を共有しているんでしょうか。あるいは、日

本政府として、そういう懸念、アメリカが持っている懸念を共有しているんでしょうか。

○世耕国務大臣 一般論ということになりますけれども、やはり5Gにおいては、それはセキュリティー上の懸念というのはかなり、4Gと比べてもたくさん出てくると思っております。

特に、4Gと5Gの一番の違いは、4Gはやはり何らかの形で通信キャリアがしっかりと絡んだ通信になるわけでありまして、5Gは、物と物がそのまま、通信キャリアがほとんど関与しない状況の中の通信を行う、しかも、その通信が極めて高速であるということで、いろいろなリスクが起これるだろうというふうに思っております。やはりその対策をこの5G導入とあわせて進めていくことは極めて重要だというふうに思っています。

○長島委員 もう時間がないので、中国の国家情報法の存在についても少し触れたかったんですけれども、そこはメンションするだけにとめておきたいと思っております。

今、大臣が、そういう産業全体に対する対策が必要だ、こういうふうにおっしゃったんですが、きのう、日経に記事が載りました。「スパイ部品」官民で排除、業界ごとに対応策と。これは、恐らく経済産業省が主導して、自動車や防衛など各産業の企業と課題を洗い出した、いわゆるサイバーセキュリティの対応を求める。

今度、これは政府調達だけじゃなくて、産業全体についてこういった対応を求めていく、こういうことだと理解しているんですが、この点についてどういう体制を考えているのか、御説明いただけますか。

○西山政府参考人 お答えを申し上げます。

既に今委員から御指摘ございましたとおり、5Gのネットワークが導入される時代になりますと、まさにサイバー空間とフィジカル空間が融合する時代になりますので、これまでのように、例えば、インターネットの中だけに閉じ込められていたリスクが、サプライチェーン全体を含めて広が

る可能性があるということになってきております。

そういうことを踏まえまして、二〇一七年の十二月でございますけれども、経済産業省において、産業サイバーセキュリティ研究会というのを設置いたしました。

この検討は、今まさに、サイバーとフィジカル空間が高度に融合し、なおかつ、その結果において、個社の中のセキュリティだけではなくて、サプライチェーン全体のセキュリティの確保が必要になるという考えから、そうしたリスクを包括的に把握し、その対応策を検討できるように、私ども、サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワークと呼んでおりますけれども、この検討を進めてきておりまして、今月、月内にも取りまとめる予定としております。

さらに、この包括的なフレームワークをもとにしながら、実際に産業界の個別のシーンで具体的な展開を図っていく必要がございますことから、例示でございますけれども、例えば、自動車、電力、さらにはスマートホームやビルといったような分野において、このフレームワークを適用した検討体制を整えて、具体的な取組を進めていくこととしております。

引き続き、NISCを中心といたしました関係省庁や産業界と連携をしながら、サイバーセキュリティ対策の強化に取り組んでまいりたいと存じます。

○長島委員 これで最後にしますけれども、大臣、アメリカ・ワシントンあたりでは、デカップリングなんという議論が既になされているんですね。つまり、国名を挙げるのがいいか悪いかは別にして、中国製品は信用ならぬ、つまり、5Gのインフラに中国製品が入ることによって信頼性が損なわれてしまうというならば、もう遮断するしかないということで、中国製品を中心とする通信インフラのエコシステムと、そうでない、日本はどちらに入るか、これはなかなか難しいと思

ますけれども、私はやはり、アメリカの同盟国として、安全保障の懸念があるならばそういう形になるべきだと思いますけれども、今おっしゃったような努力もその一環だろうというふうに思うんですが、これは、安全保障と経済合理性との、ある意味でいうとジレンマだと思いませんか。

この辺のところを、これから経済産業大臣として、どういう方向性に向けて、どういう点に注意して、どういう方向性に日本の経済産業を引っ張っていくとされているか、最後にお伺いしたいと思っております。

○世耕国務大臣 まさにサプライチェーンはもうグローバルに全部つながっています。これは日本だけでなくいろいろな国々が、例えば、5Gのネットワークが二つのグループに分かれるなんということになったら、これは大変な混乱が起これるようになるだろうというふうに思っています。

特に、グローバルに精緻なサプライチェーンを完成している日本としては、このグループ分けの議論といったものは超えて、信頼性や実効性の確保を重視して、ルールに基づく橋渡しをしつつやりていきたい。

そういう意味で、安倍総理がダボスで提唱したデータ・フリー・フロー・ウイズ・トラスト、要するに、セキュリティとかプライバシーといったところがしっかりと信頼ができる、その信頼関係に基づいたデータのフリーフローという概念でありますけれども、こういった概念を広めることによって、日本はそういったグループに分かれないような橋渡しの役割を果たしていくことが重要ではないかというふうに思っています。

○長島委員 ありがとうございます。

○赤羽委員長 次に、内閣提出、特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。世耕経済産業大臣。

特許法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○世耕國務大臣 特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第四次産業革命により既存の業種の垣根を越えたオープンイノベーションが進む中、中小・ベンチャー企業がすぐれた技術を生かして飛躍するチャンスが拡大しております。また、商品、サービスそのもののみならず、すぐれたデザインを提供し、ユーザーの満足度を高めることが、競争力を左右する重要な要素になってきております。

こうした状況を踏まえ、苦勞して取得した権利で大切な技術等を十分に守れるよう、産業財産権に関する訴訟制度を改善するとともに、デジタル技術を活用したデザインの保護やブランド構築等のため、意匠制度等を強化する必要があることから、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。まず、産業財産権に関する訴訟制度の見直しです。

第一に、特許権の侵害の可能性が高い場合には、裁判所が選定する中立な技術専門家が被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権の侵害立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する制度を創設します。

第二に、侵害者が得た利益のうち、権利者の生産能力等を超えるとして賠償が否定されていた部分について、侵害者にライセンスしたとみなして損害賠償を請求できるようにする等、損害賠償額の算定方法を見直します。

次に、意匠制度の改善です。

第一に、物品に記録、表示されていない画像デザインや、建築物の外観、内装のデザインを、新たに意匠法の保護対象とします。

第二に、自己の登録意匠等に類似する意匠の登録を認める関連意匠制度を拡充し、一貫したコンセプトに基づき開発されたデザインの保護を可能

とします。

第三に、意匠権の存続期間を、登録日から二十年から、出願日から二十五年に変更します。

第四に、模倣品の取締りを回避する目的で侵害品を構成部品に分割して製造、輸入する等の行為を意匠権侵害とみなし、取り締まれるようにします。

次に、商標制度の改善です。

国、地方公共団体、非営利の公益団体等がみずから表示する著名な商標権について、他人に通常使用権を許諾することを可能とします。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○赤羽委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十二日金曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会

特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第六項中「第百五条の二を」から第百五条の二の十一まで」に改める。

第百二条第一項中「その譲渡した物の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)に、特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において」を「次の各号に掲げる額の合計額を」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額に、自己の特許権又は専用実施権を侵害した者が譲渡した物の数量(次号において「譲渡数量」という。)のうち当該特許権者又は専用実施権者の実施の能力にに応じた数量(同号において「実施相応数量」という。)を超えない部分(その全部又は一部に相当する数量を当該特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量(同号において「特定数量」という。)を控除した数量)を乗じて得た額

二 譲渡数量のうち実施相応数量を超える数量又は特定数量がある場合(特許権者又は専用実施権者が、当該特許権者の特許権についての専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施権者の専用実施権についての通常実施権の許諾をし得たと認められない場合を除く)におけるこれらの数量に応じた当該特許権又は専用実施権に係る特許権の実施に對し受けるべき金銭の額に相当する額

第百二条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する特許権の実施に對し受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たつては、特許権者又は専用実施権者が、自己の特許権又は専用実施権に係る特許権の実施の対価について、当該特許権又は専用実施権の侵害があつたことを前提として当該特許権又は専用実施権を侵害した者との間で合意をするとしたならば、当該特許権者又は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができ

る。

第百五条第四項中「民事訴訟法第一編第五章

第二節第一款に規定する専門委員」を「専門委員(民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員をいう。第百五条の二の六第四項において同じ。)」に改める。

第百五条の二を第百五条の二の十一とし、第百五条の次に次の十条を加える。

(査証人に対する査証の命令)

第百五条の二 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、立証されるべき事実の有無を判断するため、相手方が所持し、又は管理する書類又は装置その他の物(以下「書類等」という。)について、確認、作動、計測、実験その他の措置をとることに伴う証拠の収集が必要であると認められる場合において、特許権又は専用実施権を相手方が侵害したことを疑うに足りる相当な理由があると認められ、かつ、申立人が自ら又は他の手段によつては、当該証拠の収集を行うことができないと見込まれるときは、相手方の意見を聴いて、査証人に対し、査証を命ずることができ。ただし、当該証拠の収集に要すべき時間又は査証を受けるべき当事者の負担が不当なものとなることその他の事情により、相当でないことを認めるときは、この限りでない。

2 査証の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行うなければならない。

一 特許権又は専用実施権を相手方が侵害したことを疑うに足りる相当な理由があると認められるべき事由

二 査証の対象とすべき書類等を特定するに足りる事項及び書類等の所在地

三 立証されるべき事実及びこれと査証により得られる証拠との関係

四 申立人が自ら又は他の手段によつては、前号に規定する証拠の収集を行うことができない理由

五 第百五条の二の四第二項の裁判所の許可を受けようとする場合にあつては、当該許

可に係る措置及びその必要性

3 裁判所は、第一項の規定による命令をした後において、同項ただし書に規定する事情により査証をすることが相当でない認められるに至ったときは、その命令を取り消すことができる。

4 査証の命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(査証人の指定等)

第百五条の二の二 査証は、査証人がする。

2 査証人は、裁判所が指定する。

3 裁判所は、円滑に査証をするために必要と認められるときは、当事者の申立てにより、執行官に対し、査証人が査証をするに際して必要な援助をすることを命ずることができる。

(忌避)

第百五条の二の三 査証人について誠実に査証をすることを妨げるべき事情があるときは、当事者は、その査証人が査証をする前に、これを忌避することができる。査証人が査証をした場合であっても、その後、忌避の原因が生じ、又は当事者がその原因があることを知ったときは、同様とする。

2 民事訴訟法第二百四十二条第四項までの規定は、前項の忌避の申立て及びこれに対する決定について準用する。この場合において、同条第二項中「受訴裁判所、受命裁判官又は受託裁判官」とあるのは、「裁判所」と読み替えるものとする。

(査証)

第百五条の二の四 査証人は、第百五条の二第一項の規定による命令が発せられたときは、査証をし、その結果についての報告書(以下「査証報告書」という。)を作成し、これを裁判所に提出しなければならない。

2 査証人は、査証をするに際し、査証の対象とすべき書類等が所在する査証を受ける当事者の工場、事務所その他の場所(次項及び次

条において「工場等」という。)に立ち入り、又は査証を受ける当事者に対し、質問をし、若しくは書類等の提示を求めることができるほか、装置の作動、計測、実験その他査証のために必要な措置として裁判所の許可を受けた措置をとることができる。

3 執行官は、第百五条の二の二第三項の必要な援助をするに際し、査証の対象とすべき書類等が所在する査証を受ける当事者の工場等に立ち入り、又は査証を受ける当事者に対し、査証人を補助するため、質問をし、若しくは書類等の提示を求めることができる。

4 前二項の場合において、査証を受ける当事者は、査証人及び執行官に対し、査証に必要な協力をしなければならない。

(査証を受ける当事者が工場等への立ち入りを拒む場合等の効果)

第百五条の二の五 査証を受ける当事者が前条第二項の規定による査証人の工場等への立ち入りの要求若しくは質問若しくは書類等の提示の要求又は装置の作動、計測、実験その他査証のために必要な措置として裁判所の許可を受けた措置の要求に対し、正当な理由なくこれらに応じないときは、裁判所は、立証されるべき事実に関する申立人の主張を真実と認めることができる。

(査証報告書の写しの送達等)

第百五条の二の六 裁判所は、査証報告書が提出されたときは、その写しを、査証を受けた当事者に送達しなければならない。

2 査証を受けた当事者は、査証報告書の写しの送達を受けた日から二週間以内に、査証報告書の全部又は一部を申立人に開示しないことを申し立てることができる。

3 裁判所は、前項の規定による申立てがあつた場合において、正当な理由があると認めるときは、決定で、査証報告書の全部又は一部を申立人に開示しないこととすることができる。

4 裁判所は、前項に規定する正当な理由があるかどうかについて査証報告書の全部又は一部を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人、補佐人又は専門委員に対し、査証報告書の全部又は一部を開示することができる。ただし、当事者等、補佐人又は専門委員に対し、査証報告書の全部又は一部を開示するときには、あらかじめ査証を受けた当事者の同意を得なければならない。

5 第二項の規定による申立てを却下する決定及び第三項の査証報告書の全部又は一部を開示しないこととする決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(査証報告書の閲覧等)

第百五条の二の七 申立人及び査証を受けた当事者は、前条第二項に規定する期間内に査証を受けた当事者の申立てがなかつたとき、又は同項の規定による申立てについての裁判が確定したときは、裁判所書記官に対し、同条第三項の規定により全部を開示しないこととされた場合を除き、査証報告書(同項の規定により一部を開示しないこととされた場合にあっては、当該一部の記載を除く。)の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2 前項に規定する場合のほか、何人も、その提出された査証報告書の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製を求めることができる。

3 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項の規定は、第一項に規定する査証報告書について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは「特許法第百五条の二の七第一項」と、「当事者又は利害関係を疎明した第三者」とあるのは「申立人又は査証を受けた当事者」と読み替えるものとする。

(査証人の証言拒絶権)

第百五条の二の八 査証人又は査証人であつた

者が査証に関して知得した秘密に関する事項について証人として尋問を受ける場合には、その証言を拒むことができる。

2 民事訴訟法第九十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(査証人の旅費等)

第百五条の二の九 査証人に関する旅費、日当及び宿泊料並びに査証料及び査証に必要な費用については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)中これらに関する規定の例による。

(最高裁判所規則への委任)

第百五条の二の十 この法律に定めるもののほか、第百五条の二から前条までの規定の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第百五条の四第一項第一号中「書類」の下に「第百五条の二の六第四項の規定により開示された査証報告書の全部若しくは一部」を加える。

第百六十九条第六項中「昭和四十六年法律第四十号」を削る。

第二百条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(秘密を漏らした罪)」を付する。

第二百条の二を第二百条の三とし、第二百条の次に次の一条を加える。

第二百条の二 査証人又は査証人であつた者が査証に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「その譲渡した物品の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)」に、実用新案権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、

実用新案権者又は専用実施権者の実施の能力に
応じた額を超えない限度において「を」次の各号
に掲げる額の合計額を「に」改め、同項ただし書
を削り、同項に次の各号を加える。

一 実用新案権者又は専用実施権者がその侵
害の行為がなければ販売することができた
物品の単位数量当たりの利益の額に、自己
の実用新案権又は専用実施権を侵害した者
が譲渡した物品の数量(次号において「譲渡
数量」という。)のうち当該実用新案権者又は
専用実施権者の実施の能力に応じた数量
(同号において「実施相応数量」という。)を
超えない部分(その全部又は一部に相当す
る数量を当該実用新案権者又は専用実施権
者が販売することができないとする事情が
あるときは、当該事情に相当する数量(同
号において「特定数量」という。)を控除した
数量)を乗じて得た額

二 譲渡数量のうち実施相応数量を超える数
量又は特定数量がある場合(実用新案権者
又は専用実施権者が、当該実用新案権者の
実用新案権についての専用実施権の設定若
しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施
権者の専用実施権についての通常実施権の
許諾を得たと認められない場合を除く。)
におけるこれらの数量に応じた当該実用新
案権又は専用実施権に係る登録実用新案の
実施に対し受けるべき金銭の額に相当する
額

第二十九条第四項中「前項」を「第三項」に改
め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次
に次の一項を加える。

4 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定す
る登録実用新案の実施に対し受けるべき金銭
の額に相当する額を認定するに当たっては、
実用新案権者又は専用実施権者が、自己の実
用新案権又は専用実施権に係る登録実用新案
の実施の対価について、当該実用新案権又は
専用実施権の侵害があつたことを前提として

当該実用新案権又は専用実施権を侵害した者
との間で合意をするとしたならば、当該実用
新案権者又は専用実施権者が得ることとなる
その対価を考慮することができる。

第三十条中「第六六条」を「第一百五五条」に、
「書類の提出等」を「及び書類の提出等」及び
第一百五五条の二の十一から第六六条まで「に」改め
る。

第三十七條第一項第二号中「第十一條第一
項」を「が同項に改める」。

第三條 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)
(意匠法の一部改正)
の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「第八條を除き」を削り、「又
はこれらの結合」を「若しくはこれらの結合(以
下「形状等」という。)、建築物(建築物の部分
を含む。以下同じ。の形状等又は画像機器の操
作の用に供されるもの又は機器がその機能を発
揮した結果として表示されるもの)に限り、画像
の部分を含む。次條第二項、第三十七條第二
項、第三十八條第七号及び第八号、第四十四條
の三第二項第六号並びに第五十五條第二項第六
号を除き、以下同じ。」に改め、同條第二項を
次のように改める。

2 この法律で意匠について「実施」とは、次に
掲げる行為をいう。

一 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸
渡、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは
貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展
示を含む。以下同じ。)をする行為

二 意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若
しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡ししの申
出をする行為

三 意匠に係る画像(その画像を表示する機
能を有するプログラム等(特許法(昭和三十
四年法律第二百一十一号)第二條第四項に規
定するプログラム等をいう。以下同じ。))を
含む。以下この号において同じ。について
行う次のいずれかに該当する行為

イ 意匠に係る画像の作成、使用又は電気
通信回線を通じて提供若しくはその申出
(提供のための展示を含む。以下同じ。))
をする行為

ロ 意匠に係る画像を記録した記録媒体又
は内蔵する機器(以下「画像記録媒体等」
という。)の譲渡、貸渡し、輸出若しくは
輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をす
る行為

第二條第三項を削り、同條第四項を同條第三
項とする。

第三條第二項中「知られた形状、模様若しく
は色彩又はこれらの結合」を「知られ、頒布され
た刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じ
て公衆に利用可能となつた形状等又は画像」
に、「前項」を「同項の」に改める。

第五條第二号中「物品の下に」、建築物又は
画像を加え、同條第三号中「形状の下に」若し
くは建築物の用途にとつて不可欠な形状」を、
「意匠の下に」又は画像の用途にとつて不可欠
な表示のみからなる意匠を加える。

第五條の二第三項中(昭和三十四年法律第百
二十一号)を削る。

第六條第一項第三号中「物品の下に」又は意
匠に係る建築物若しくは画像の用途」を加え、
同條第三項中「物品の記載」を「物品若しくは意
匠に係る建築物の用途の記載」に、「物品の材
質」を「物品又は建築物の材質」に改め、同條第
四項中「又は色彩がその物品」を「若しくは色
彩、建築物の形状、模様若しくは色彩又は画像
がその物品、建築物又は画像に、「形状、模様
若しくは色彩又はこれらの結合」を「形状等、建
築物の形状等又は画像」に、「及びその物品」を
「及びその物品、建築物又は画像」に改め、同條
第七項中「物品の下に」、建築物又は画像」を
加える。

第七條中「物品の区分により」を「ところによ
り」に改める。

第八條中「物品の下に」、建築物又は画像」を

加え、同條の次に次の一條を加える。
(内装の意匠)
第八條の二 店舗、事務所その他の施設の内部
の設備及び装飾(以下「内装」という。))を構成
する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内
装全体として統一的美感を起こさせるとき
は、一意匠として出願をし、意匠登録を受け
ることができる。

第十條第一項中「第十五條」を「第十五條第一
項」に改め、「第四十三條第一項の下に」、第四
十三條の二第一項を加え、「第二十條第三項の
規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載さ
れた意匠公報(同條第四項の規定により同條第
三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除
く。の発行の日」を「当該本意匠の意匠登録出願
の日から十年を経過する日」に改め、同項に次
のただし書を加える。

ただし、当該関連意匠の意匠権の設定の登
録の際に、その本意匠の意匠権が第四十四條
第四項の規定により消滅しているとき、無効
にすべき旨の審決が確定しているとき、又は
放棄されているときは、この限りでない。

第十條第四項中「本意匠に係る二以上の関連
意匠」を「関連意匠の意匠登録出願があつた場合
において、当該意匠登録出願が基礎意匠(当該
関連意匠に係る最初に選択した一の意匠をい
う。以下同じ。))に係る関連意匠(当該基礎意匠
の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的
な関連意匠をいう。以下同じ。))にそれぞれ該
する二以上の意匠」に、「があつた」を「であつ
た」に、「これらの関連意匠」を「これらの意匠」
に改め、同項を同條第七項とし、同條第三項を
削り、同條第二項中「前項」を「第一項及び第四
項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第一
項の次に次の四項を加える。

2 第三條第一項第一号又は第二号に該当する
に至つた自己の意匠のうち前項の規定により
意匠登録を受けようとする意匠の本意匠と同
一又は類似のものは、当該意匠登録を受けよ

うとする意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

3 第一項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての第三条の二ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。」とあるのは、「当該先の意匠登録出願について第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求したときは、第二十条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものに限る。」とする。

4 第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、当該関連意匠を本意匠とみなして、同項の規定により意匠登録を受けることができるものとする。当該意匠登録を受けることができるものとされた関連意匠にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠にのみ類似する意匠についても、同様とする。

5 前項の場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該本意匠」とあるのは、「当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠」とする。

第十条に次の一項を加える。

8 前項に規定する場合において、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち当該基礎意匠に係る関連意匠（当該関連意匠の意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、若しくは当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶すべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、又は当該関連意匠の意匠権が第四十条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、若しくは放棄されたときを除く。）と同一又は類似のものは、第一項の規定により意匠登録を受けよ

うとする意匠についての第三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

第十条の二第二項ただし書及び第三項中「同法の下に」第四十三條の二第二項（第十五條第一項において準用する同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及びを加える。

第十五條第一項中、「第四十三條第一項から第五項まで、第八項及び第九項（パリ条約による優先権主張の手續並びに第四十三條の三（を）及び第四十三條から第四十三條の三まで（パリ条約による優先権主張の手續及び）に改め、同条第八項中「第六項の規定による通知を受けた者」とあるのは「第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を提出する者」と、「前項」とあるのは「第二項」と、「第二項」とあるのは「同項」と、同法第四十三條の三第三項中「前二条」とあるのは「第四十三條」とを削る。

第十七條第一号中「第八條の下に」、第八條の二を加え、「から第三項まで」を、「第四項若しくは第六項」に改める。

第二十一條第一項中「設定の登録」を「意匠登録出願」に、「二十年」を「二十五年」に改め、同条第二項中「本意匠の意匠権の設定の登録」を「基礎意匠の意匠登録出願」に、「二十年」を「二十五年」に改める。

第二十二條及び第二十六條の二第二項中「本意匠」を「基礎意匠」に改める。

第二十七條第一項ただし書及び第三項中「本意匠」を「基礎意匠」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三十七條第二項中「物（プログラム等、特許法第二條第四項に規定するプログラム等を含む。）次条において同じ。」を含む。以下同じ。」を「物品、建築物若しくは画像（その画像を表示する機能を有するプログラム等を含む。第六十条四條及び第六十五條第一号を除き、以下同じ。）

若しくは画像を記録した記録媒体若しくは内蔵する機器（以下「一般画像記録媒体等」という。）又はプログラム等（画像を表示する機能を有するプログラム等を除く。以下同じ。）若しくはプログラム等を記録した記録媒体若しくは記憶した機器（以下「プログラム等記録媒体等」という。）に改める。

第三十八條第一号を次のように改める。

一 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について業として行う次のいずれかに該当する行為

イ 当該製造にのみ用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

ロ 当該製造にのみ用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

第三十八條第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等（これらが日本国内において広く一般に流通しているものである場合を除く。）であつて当該登録意匠又はこれに類似する意匠の視覚を通じて美感の創出に不可欠なものにつき、その意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠であること及びその物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等がその意匠の実施に用いられることを知りながら、業として行う次のいずれかに該当する行為

イ 当該製造に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

ロ 当該製造に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

第三十八條に次の六号を加える。

四 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物の建築にのみ用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について業として行う次のいずれかに該当する行為

イ 当該建築にのみ用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

ロ 当該建築にのみ用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

五 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物の建築に用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等（これらが日本国内において広く一般に流通しているものである場合を除く。）であつて当該登録意匠又はこれに類似する意匠の視覚を通じて美感の創出に不可欠なものにつき、その意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠であること及びその物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等がその意匠の実施に用いられることを知りながら、業として行う次のいずれかに該当する行為

イ 当該建築に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

ロ 当該建築に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

六 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所有する行為

七 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る

画像の作成にのみ用いる物品若しくは画像若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について業として行う次のいずれかに該当する行為

イ 当該作成にのみ用いる物品若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

ロ 当該作成にのみ用いる画像又はプログラム等の作成又は電気通信回線を通じて提供若しくはその申出をする行為

八 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像の作成に用いる物品若しくは画像若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等（これらが日本国内において広く一般に流通しているものである場合を除く。）であつて当該登録意匠又はこれに類似する意匠の視覚を通じて美感の創出に不可欠なものにつき、その意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠であること及びその物品若しくは画像若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等がその意匠の実施に用いられることを知りながら、業として行う次のいずれかに該当する行為

イ 当該作成に用いる物品若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

ロ 当該作成に用いる画像又はプログラム等の作成又は電気通信回線を通じて提供若しくはその申出をする行為

九 登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像を業としての電気通信回線を通じて提供のために保有する行為又は登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像記録媒体等を業としての譲渡、貸渡し若しくは

は輸出のために所持する行為

第三十九条第一項中「その譲渡した物品の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、意匠権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、意匠権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において」とを「次の各号に掲げる額の合計額を」と改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 意匠権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額に、自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者が譲渡した物品の数量（次号において「譲渡数量」という。）のうち当該意匠権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた数量（同号において「実施相応数量」という。）を超えない部分（その全部又は一部に相当する数量を当該意匠権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量（同号において「特定数量」という。）を控除した数量）を乗じて得た額

二 譲渡数量のうち実施相応数量を超える数量又は特定数量がある場合（意匠権者又は専用実施権者が、当該意匠権者の意匠権についての専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施権者の専用実施権についての通常実施権の許諾を得たと認められない場合を除く。）におけるこれらの数量に応じた当該意匠権又は専用実施権に係る登録意匠の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額

第三十九条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次の一項を加える。

4 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する登録意匠の実施に対し受けるべき金銭の額

に相当する額を認定するに当たっては、意匠権者又は専用実施権者が、自己の意匠権又は専用実施権に係る登録意匠の実施の対価について、当該意匠権又は専用実施権の侵害があつたことを前提として当該意匠権又は専用実施権を侵害した者との間で合意をするとしたならば、当該意匠権者又は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができ

第四十一条中「第百五条の六」を「第百五条」に、「書類の提出等」とを「及び書類の提出等」、第百五条の二の十一から第百五条の六まで（二）に改める。

第四十二条第一項第二号中「第二十年」を「第二十五年」に改め、同条第三項中「第一項」を「同項」に改める。

第四十四条の三第一項中「輸入し、又は」を「輸入をし、若しくは」に、「製造し、」を「製造に、取得した」を「取得をした」に、「登録意匠又は」を「登録意匠若しくは」に、「物品を」を「物品若しくは画像記録媒体等、日本国内において建築若しくは取得をした当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る建築物又は日本国内において作成若しくは取得をした当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について行つた次のいずれかに該当する行為

イ 当該製造に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

ロ 当該製造に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じて提供若しくはその申出をした行為

係る建築物の建築に用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について行つた次のいずれかに該当する行為

イ 当該建築に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

ロ 当該建築に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じて提供若しくはその申出をした行為

五 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物を譲渡又は貸渡しのために所有した行為

六 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像の作成に用いる物品若しくは画像若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等（これらが日本国内において広く一般に流通しているものである場合を除く。）であつて当該登録意匠又はこれに類似する意匠の視覚を通じて美感の創出に不可欠なものにつき、その意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠であること及びその物品若しくは画像若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等がその意匠の実施に用いられることを知りながら、業として行う次のいずれかに該当する行為

イ 当該作成に用いる物品若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

ロ 当該作成に用いる画像又はプログラム等の作成又は電気通信回線を通じて提供若しくはその申出をした行為

七 当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像を電気通信回線を通じて提供のために保有した行為又は当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像記録媒体等を譲渡、貸渡し若しくは輸出のために所持した行為

意匠若しくはこれに類似する意匠に係る建築物又は善意に日本国内において作成若しくは取得をした当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二 善意に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について行つた次のいずれかに該当する行為

イ 当該製造に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

ロ 当該製造に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をした行為

第五十五条第二項に次の四号を加える。

四 善意に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物の建築に用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について行つた次のいずれかに該当する行為

イ 当該建築に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

ロ 当該建築に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をした行為

五 善意に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物を譲渡又は貸渡しのために所有した行為

六 善意に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像の作成に用いる物品若しくは画像若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について行つた次のいずれかに該当する行為

イ 当該作成に用いる物品若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

ロ 当該作成に用いる画像又はプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をした行為

七 善意に、当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像を電気通信回線を通じた提供のために保有した行為又は当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像記録媒体等を譲渡、貸渡し若しくは輸出のために所持した行為

第六十条の六第一項中「以下「国際登録の日」という。」を削り、同条第三項の表下欄中「物品の下に」又は「意匠に係る建築物若しくは画像の場合において、当該製品に係る国際登録簿に記録された事項から当該建築物又は画像の用途を認識することができる」とを「」を加える。

第六十条の八中「第十條第一項」の下に「同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。」を加え、「同項」を「同条第一項に改め、同条に次の二項を加える。

2 本意匠の意匠権が第六十条の十四第二項に規定する国際登録を基礎とした意匠権である場合における第十條第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第四十四條第四項」とあるのは、「第六十条の十四第二項」とする。

3 基礎意匠に係る一又は二以上の関連意匠の意匠権が第六十条の十四第二項に規定する国際登録を基礎とした意匠権である場合における第十條第八項の規定の適用については、同項中「第四十四條第四項」とあるのは、「第四十四條第四項若しくは第六十条の十四第二項」とする。

第六十条の十第一項中「第四十三條第一項から第五項まで、第八項及び第九項（第十五條第一項）を「第四十三條（同項）」に、「読み替えて準用する同法」を「準用する同法第四十三條の二第二項（第十五條第一項）において準用する場合を含む。及び」に改め、「並びに」の下に「第十五條第一項において準用する同法第四十三條の二第二項（第十五條第一項）において準用する場合を含む。及び」を加え、同条第二項中「第五項まで、第八項及び第九項」を「第九項まで」、「経済産業省令で定める期間内」と、同条第八項中「第六項の規定による通知を受けた者」とあるのは「第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を提出する者」と、「前項」とあるのは「第二項」と、「第二項」とあるのは「同項」を、「経済産業省令で定める期間内」に改める。

第六十条の十二第二項中「第一百五條の二を「から第一百五條の二の十一まで」に、「第一百五條の二まで」を「第一百五條まで、第一百五條の二の十一」に改める。

第六十条の十五及び第六十条の十六中「本意匠」を「基礎意匠」に改める。

第六十条の二十一第二項中「国際登録の日から十五年を経過した後にするものを除く。」を削る。

第六十四条中「又はその物品の包装にその物品」を若しくはその包装、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等若しくはその包装に当該物品、建築物又は画像」に、「附する」を「付する」に改める。

第六十五条第一号中「以外の物品又はその物品の」を「建築物又は画像若しくは画像記録媒体等以外の物品若しくはその包装、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等若しくはその」に、「附する」を「付する」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る

物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等以外の物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等であつて、当該物品若しくはその包装、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等若しくはその包装に意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したものであることについて行つた次のいずれかに該当する行為

イ 当該物品、建築物又は画像記録媒体等の譲渡、貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しのための展示をする行為

ロ 当該画像の電気通信回線を通じた提供又はそのための展示をする行為

三 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等以外の物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等について行つた次のいずれかに該当する行為

イ 当該物品又は画像記録媒体等の製造若しくは使用をさせるため、又は譲渡若しくは貸渡しをするため、広告に当該物品又は画像記録媒体等が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

ロ 当該建築物の建築若しくは使用をさせるため、又は譲渡若しくは貸渡しをするため、広告に当該建築物が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

ハ 当該画像の作成若しくは使用をさせるため、又は電気通信回線を通じた提供をするため、広告に当該画像が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

第六十六条第三項中「すべて」を「全て」に、「意匠登録出題」を「意匠登録出願」に改める。

第六十八條第一項中「第四條並びに第五條第一項及び第二項」を「から第五條まで」に改め

る。
別表中第七号を第九号とし、第四号から第六

号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の
二号を加える。

四	第六十八条第一項において準用する特許法第五項第三項の規定による期間の延長(第十九条において準用する同法第五十条の規定により指定された期間に係るものを除く。)を請求する者	一件につき四千二百円
五	第六十八条第一項において準用する特許法第五項第三項の規定による期間の延長(第十九条において準用する同法第五十条の規定により指定された期間に係るものに限り、)を請求する者	一件につき七千二百円

(商標法の一部改正)
第四条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第五項中「第百五条の二」を「第百五条の二の十一」に改める。

第三十一条第一項ただし書を削る。

第三十八条第一項中「その譲渡した商品の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)に、商標権者又は専用使用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた商品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、商標権者又は専用使用権者の使用の能力に応じた額を超えない限度において」を「次の各号に掲げる額の合計額を」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 商標権者又は専用使用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた商品の単位数量当たりの利益の額に、自己の商標権又は専用使用権を侵害した者が譲渡した商品の数量(次号において「譲渡数量」という。)のうち当該商標権者又は専用使用権者の使用の能力に応じた数量(同号において「使用相応数量」という。)を超えない部分(その全部又は一部に相当する数量を当該商標権者又は専用使用権者が販売することができないとする事情があるときは、当該

事情に相当する数量(同号において「特定数量」という。)を控除した数量)を乗じて得た額

二 譲渡数量のうち使用相応数量を超える数量又は特定数量がある場合(商標権者又は専用使用権者が、当該商標権者の商標権についての専用使用権の設定若しくは通常使用権の許諾又は当該専用使用権者の専用使用権についての通常使用権の許諾をし得たと認められない場合を除く。)におけるこれらの数量に応じた当該商標権又は専用使用権に係る登録商標の使用に對し受けるべき金銭の額に相当する額

第三十八条第五項中「前二項」を「第三項及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する登録商標の使用に對し受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たつては、商標権者又は専用使用権者が、自己の商標権又は専用使用権に係る登録商標の使用の対価について、当該商標権又は専用使用権の侵害があつたことを前提として当該商標権又は専用使用権を侵害した者との間で合意をするものとならば、当該商標権者又は専用使用権者が得

ることとなるその対価を考慮することができ
る。

第三十九条中、「第百五条」の下に「書類の提出等」、第百五条の二の十一を加え、「書類の提出等、」を削る。

第六十八条の二十八第一項中「により指定された期間内」を「による通知を受けた後は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第四条中商標法第三十一条第一項ただし書の改正規定 公布の日から起算して十日を経過した日

三 第一条中特許法第六十五条第六項の改正規定、同法第百五条第四項の改正規定、同法第百五条の二を同法第百五条の二の十一とし、同法第百五条の次に十条を加える改正規定、同法第百五条の四第一項第一号の改正規定、同法第百六十九条第六項の改正規定、同法第二百条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定及び同法第二百条の二を同法第二百条の三とし、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、第二条中実用新案法第三十條の改正規定、第三条中意匠法第四十一條の改正規定及び同法第六十條の十二第二項の改正規定並びに第四条中商標法第十三條の二第五項の改正規定及び同法第三十九條の改正規定並びに附則第五條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第三条中意匠法第七條の改正規定、同法第十條第一項の改正規定(第四十三條第一項の下に「第四十三條の二第一項」を加える部

分に限る。)、同法第十條の二第二項ただし書及び第三項の改正規定、同法第十五條第一項の改正規定、同法第六十條の十の改正規定、同法第六十八條第一項の改正規定並びに同法別表の改正規定並びに次条第二項から第五項までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(意匠法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第三条の規定(前条第三号及び第四号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の意匠法第二條第一項、第三條第二項、第五條第二号及び第三号、第六條第一項第三号、第三項、第四項及び第七項、第八條、第八條の二、第十條、第十七條第一号、第二十一條、第四十二條第一項第二号、第四十八條第一項第一号、第六十條の六第三項、第六十條の八並びに第六十條の二十一第二項の規定は、この法律の施行の日(以下この項及び次条において「施行日」という。)以後にする意匠登録出願について適用し、施行日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

2 第三条の規定(前条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の意匠法(以下この条において「新意匠法」という。)第十五條第一項及び第六十條の十第二項において準用する特許法第四十三條第六項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第四号施行日」という。)前に第三条の規定による改正前の意匠法(次項及び第五項において「旧意匠法」という。)第十五條第一項及び第六十條の十第二項において読み替えて準用する特許法第四十三條第二項に規定する期間を経過している意匠登録出願については、適用しない。

3 新意匠法第十五條第一項及び第六十條の十第二項において準用する特許法第四十三條第八項及び第九項の規定は、第四号施行日以後に新意匠法第十五條第一項及び第六十條の十第二項において準用する特許法第四十三條第七項に規定

する期間を経過する意匠登録出願について適用し、第四号施行日前に旧意匠法第十五条第一項及び第六十条の十第二項において読み替えて準用する特許法第四十三條第二項に規定する期間を経過している意匠登録出願については、なお従前の例による。

4 新意匠法第十五条第一項において準用する特許法第四十三條の二(同項において準用する同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。)の規定は、第四号施行日前にした意匠登録出願に伴う優先権の主張については、適用しない。

5 新意匠法第六十八條第一項において準用する特許法第五條第三項の規定は、第四号施行日前に旧意匠法の規定により特許庁長官、審判長又は審査官が指定した手続をすべき期間を経過している手続については、適用しない。

(商標法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 第四條の規定(附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の商標法第六十八條の二十八第一項の規定は、施行日以後にする標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書第三條の三に規定する領域指定であつて日本国を指定するもの(以下この条において「日本国を指定する領域指定」という。)について適用し、施行日前にした日本国を指定する領域指定については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四條 前二條に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(執行官法の一部改正)

第五條 執行官法(昭和四十一年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 特許法(昭和三十四年法律第百二十

一号)第百五條の二の二第三項の規定による援助

第八條第二項第一号中「又は前項第一号の二を」前項第一号の二に改め、「調査」の下に「又は同項第一号の三の援助」を加え、「又は同号」を「同項第一号の二」に改める。

理由

知的財産を適切に保護し、その活用を図るため、特許権の侵害に係る訴訟について、当事者の申立てにより裁判所が指定する査証人が、立証されるべき侵害に係る事実の有無の判断に必要な証拠の収集を行うための査証を行い、裁判所に報告書を提出する制度を創設するとともに、損害賠償額の算定の基準となる特許権者等がその特許発明の実施等に対し受けるべき金銭の額の認定に当たり考慮することができる事項を規定するほか、画像及び建築物を意匠権の保護対象に追加する等の意匠制度の拡充に係る措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十一年四月二十四日印刷

平成三十一年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K